

樞密院本會議議事概要

九月二十七日午後九時四十五分開會

實中東溜ノ間ニ於テ

出席者

金子殿内官及田中殿内官ヲ除ク全殿内

官出席

全閣僚出席

説明員ハ審査委員會ト同様

天皇陛下九時四十五分出席

原議長開會ヲ宣ス

鈴木副議長審査委員長トシテ委員會ノ経過



外務省

(日本標準規格B5)

ヲ報告シ本締約締結ニ伴フ政府ノ施策萬全ヲ
期スルコト對英米關係ニ於テ無用ノ刺戟ヲ避ク
等ノ希望ヲ附加シタル審査報告ヲ朗読ス

石井殿内官

本案ニ賛成ナルモ近代ノ同盟ハ古代ノ同盟ト異
リ和衷關係ノ結合ニ過ギザルモノナリ歴史ノ教
ニ依ルベク同盟國間ノ關係ハ頗ル難シキモノナリ殊ニ
ハ最モ要キ同盟國ニテ神速ト同盟ヲ結ビタル國ハ凡
テ不慮ノ災難ヲ被ク存トシテビスマルクハ當テ同盟
ニ非常ニ騎馬武者ト駕馬トアリト云ヘリ事ハ獨逸
ハ同盟國タル土、埃、ヲ思ハルコト故ニ騎馬武者ハ
駕馬ヲ操ルガ如ク彼等ノ獨立性ハ完全ニ失ハレ
或ハ「十千ス」ハ帝制獨逸トハ異ルト云フ論ヲ爲ス

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

206

東條 陸軍大臣	
及川 海軍大臣	
河田 大藏大臣	
星野 企畫院總裁	
他ニ説明員トシテ	
村瀬 法制局長官	森山 第二部長
松本 條約局長	
武藤 軍務局長	
阿部 軍務局長	
原口 爲替局長	松隈 銀行局長
辻 監理局長	

(日本標準規格 B5)

外務省

205
Court Exhibit #1030 6-NOV1946

昭和十五年九月二十六日午前十一時二十分開會
 官中東三ノ間ニ於テ

出席者

樞密院側	原 樞密院議長
	鈴木 樞密院副議長 (審査委員長)
	欠席ノ金子顧問官及田中顧問官ヲ除キ益顧問官審査委員トシテ出席
政府側	近衛 内閣總理大臣
	松岡 外務大臣

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0059

208

松岡大臣 本件詰合ハ先程モ述ベタル通り日獨間ニ始メラレタルモノニシテ獨側ハ最初ヨリ伊太利ノ方ハ引受け居レリト申述ベ居リタリ昨日伊太利大使ハ本大臣ヲ訪問シテ伊太利ハ本件交渉ノ一切ヲ獨側ニ委任シ日獨間ニ纏リタル條約案ニ伊側ハ全幅的ノ賛意ヲ表スル旨本國政府ノ訓令ニ依リ申入レ來リタル次第ナリ

河合顧問官 附屬ノ交換文書ヲ一覽スルニ日獨間ノ關係ノミヲ述ベ居ル處伊太利ヨリモ同様ノモノヲ取付クル必要ナキヤ

松岡大臣 實ハ我方トシテハ凡テ獨逸ニ重點ヲ置キ伊太利側ヲ附隨的ノモノト考ヘテ差支ナシト思考ス從テ交換文書ノ中ニ於テ獨逸外務大臣ガ伊太利ノ援助及協力ヲ必要トスル場合ニハ伊太利ハ勿論獨逸及日本ト同調スベキコトヲ絕對ニ信ズル旨ヲ掲ゲシムルニ

外務省

(日本標準規格B5)

207

議事

一 委員長開會ヲ宣シ書記官ヲシテ條約案文ヲ朗讀セシム

二 近衛總理大臣別紙甲號ノ通達抄ヲ述ブ

三 松岡外務大臣別紙乙號ノ通達明ス

四 席副ニ依リ質問ニ入ル

河合顧問官 本官ハ本案ノ趣旨ヲ完全ニ了解セリ本官トシテハ豫テヨリ日獨伊同盟ノ成立ヲ希望シ居リタルモノニシテ松岡大臣就任以來其ノ速ナル實現ヲ期待シ一部ニ松岡大臣ノ活動ヲ手續シトスル論モ耳ニシタルガ今四達ニ之ガ成立ヲ見タルハ欣快ニ堪エザル所ナリ只今ノ松岡大臣ノ説明ニ依レバ伊太利ノ態度ハ明ナラザル處此ノ點ヲ承リ置シ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

ハ余程樂ニナルモノト考ヘ得ル處蘇聯ノ性格上日本トシテ準備ヲ
 怠ル事ニハ涉ラズト思考ス尙支那事變ニ付テハ本條約ヲ有效ニ活
 用スルコトニ依リ最悪ノ事態發生前事變ノ解決ヲ圖リ度キ考ナリ
 及川海軍大臣 現存艦隊ノ整備ハ完成シ居レルヲ以テ決シテ米國ニ
 敗ケハ取ラザルモ戰爭ガ長期ニ亘ル場合ニハ米國ノ海軍充實計畫
 ノ實現ニ伴ヒ我方トシテモ充分ノ準備ヲ爲スノ要アリ此ノ點ニ付
 テハ海軍トシテモ萬全ノ策ヲ講ジ居ル次第ナリ
 河合顧問官 本官ノ最モ心配スル所ハ物資ノ關係ナルガ一體長期戰
 トナリタル場合下ノ位ノ國ハ蓋支ナキ御考ナリヤ
 星野全堂院總裁 昨日御説明申上ゲタル通り(全堂院總裁ハ其ノ前
 日極密院定例參集ニ於テ物資動員計畫ニ付詳細ナル説明ヲ行ヘ)

外務省

止メタル次第ナリ
 河合顧問官 條約第三條ハ最モ重要ト思考ス本官ハ日米開戦ヲ信ズ
 ルモノニ非ザルモ最悪ノ場合ヲ考慮シテ軍部大臣ハ何等敗ケヲ取
 ラザル丈ノ覚悟アリト信ズルガ之ニ就テ何等カ本官等ニ安心ヲ與
 フル様御説明ヲ承リ度シ又蘇聯ガ日本ニ向テ事ヲ起サザルモノト
 モ限ラズ此ノ場合獨逸ハ如何ナル態度ヲ執ルモノト考ヘラルルヤ
 東條陸軍大臣 本大臣ハ主トシテ陸軍ノ見地ヨリ御回答ス最悪ノ事
 態ニ陥リタル際對米作戰ニ要スル陸軍ノ兵力ハ極一部分ヲ使用ス
 ルニ過ギズ其ノ點ハ御懸念ハ無用ト思考ス然シ乍ラ對米作戰ハ結
 局對蘇作戰ヲ考慮セザレバ完全ナリト云ヒ難シ依テ日蘇ノ國交關
 整ハ極メテ重要ナル問題ニシテ之ガ有效ニ完成スレバ軍事の準備

外務省

敵年前ヨリ我國ハ諸物資ノ自給自足ヲ覺悟シテ準備シ來レルガ二
 十一億ノ輸入ノ中十九億ハ英米ニ依存セル有様ナルガ故ニ經濟上
 ノ壓迫強化ノ場合條約第三條發動ノ場合ヲ考ヘテ万全ノ策ヲ講ズ
 ル必要アリ鐵ニ付テ夫ヘ本年ノ生産高ハ五百二十万屯ノ見込ナ
 ルガ最悪ノ場合ニモ四百万屯ハ生産シ得ル見込ナリ現在軍備量ニ
 軍需ニ使用セルモノ百五十万屯其ノ他ハ生産力擴充故ニ民間官備
 ニ充當セルモノナルガ所鐵ガ來ラザル場合又ハ鐵材ノ輸入ナキ場
 合ヲ考慮シテ生産力擴充ニ手加減ヲ加ヘ民間官備ヲ制限スレバ左
 程窮境ニハ立タザル見込ナリ非鐵金屬ニ付テハ鐵ノ様ニハ考テ又
 モ世界中ヨリ目下蒐集ニ務メ居ルヲ以テ之亦左程心配ハ要ラヌト
 思考ス最モ重大ナルハ石油ナルガ現在ハ多量ヲ米國ニ依存シ居リ

(日本標準規格B5)

外務省

殊ニ航空機用揮發油ハ殆ンド全部ヲ米國ヨリノ輸入ニ仰ギ居ル處
 國內ノ増産ヲ圖ルト共ニ米國以外ヨリ獲得スル方法ヲ講ゼザルベ
 カラス最近航空油ニ付テハ相當ノ「ストロク」ヲ得タリ然レ共對
 米戰爭長期ニ亘ル場合鐵其ノ他ノ金屬類ノ場合トハ異リ日滿支三
 國ノ中ノミニテハ自足出來ザルニ依リ出來得ル限り進ニ圖印又ハ
 北樺太等ヨリ石油獲得權ヲ確保スル必要アリ此ノ點ニ付テハ今四
 ノ獨逸側トノ斷合ニ於テモ問題トナリタル點ナリ又目下圖印ニ於
 テ平和裡ニ石油ヲ獲得スル交渉ガ行ハレ居ルモノト御了解願慶シ
 河合顧問官 昨日ノ御話ノ時ニモ石油ニ付テハ軍部ニ於テモ相當ノ
 準備アリト云フ意味ノコトヲ申サレタルガ軍部大臣ヨリモ御答辯
 願慶シ

(日本標準規格B5)

外務省

214

コト勿論トス。一在京獨逸大使來翰一トアルハ御質問ノ點ヲ明確
ナラシムル爲本大臣ノ要求ニ依リ挿入シタルモノニシテ攻撃アリ
タルヤ否ヤニ付テ協議シ協議纏マレバ自働的ニ共同シテ戦ハザル
ベカラザル處何時如何ナル方法ニ依リ援助スルヤハ締約國各々自
主的ニ決定シテ協議スルコトトナル次第ナリ

(日本標準規格B5)

外務省

213

及川海軍大臣 海軍トシテハ相當長期ノ準備ヲ有ス又人造石油ニ付
テモ目下施策中ナリ
東條陸軍大臣 陸軍ノ資材ニ付テモ相當ノ期間ハ堪エ得ル準備アリ
リ非常ナル長期戦トナレバ航空機用、機械化部隊用ノ油ニ付テ
慮スル必要アリ
右ニテ一旦休會
午後一時十分再開
石井顧問官 第三條ニ依リ一國ガ攻撃セラルルトキハ直ニ参戰義務
ヲ生ズルモノナリヤ何等カ此ノ點ニ付適合アリタルヤ
松岡外務大臣 交換文書中ニ「一締約國ガ條約第三條ノ意義ニ於テ
攻撃セラレタリヤ否ヤハ三締約國間ノ協議ニ依リ決定セラルベキ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

216

石井顧問官 本條約ニハ同盟條約ニ殆ンド必ズ存在スル單獨不講和ニ關スル規定ナキ處右ハ何等カ特殊ノ風感アリタル次第ナリヤ

松岡外務大臣 本件ハ一切斷出ザリキ實ハ本大臣トシテハ先方ガ要ヒ出セバ之ヲ挿入スルモ蓋支ナシト思考シタルガ先方ガ之ニ觸レザル場合ニハ之ヲ設ケザル万可ナリト思ヒタリ何トナレバ本條約ハ本大臣ノ考エテハ戰爭ヲ防止スルコトガ目的ニシテ戰爭スルコトガ目的ニアラザルニ依リ國戰ヲ遠慮スル單獨不講和ノ規定ヲ設ケザル万可ナリト思ヒタルコトガ一ノ理由ニシテ、他ノ理由ハ高

一戰爭ガ始マレバ此ノ點ハ戰爭初期ニ互ニ約束スレバ宜シト考ヘタルヲ以テ之ガ規定ヲ申出ザリシ次第ナリ

石井顧問官 御意見御尤ト存ズ尙條約第一條ニ歐洲ニ於ケル新秩序

(日本標準規格B5)

外務省

216

石井顧問官 條文中ニ「直ニ」ト云フ字句モナキニ依リ外務大臣ノ說明ハ自分モ同意ナリ尙第四條ノ混合專門委員會ハ通常同盟條約ニアル軍事專門家間ノ協議ト解シ居リタルガ先程ノ外務大臣ノ說明ニ依レバ經濟的ノ問題モ右委員會ニ於テ協議スルモノノ如キ處此ノ點ニ付御說明ヲ承リ度シ

松岡外務大臣 本件ハ最初ハ條約ノ附屬議定書中ニ規定スル條ニナリ居リタリ同案ニ依レバ陸海軍ノ混合委員會ヲ東京ニ一、伯林又ハ羅馬ニ一ヲ設ケ其ノ他經濟委員會ヲ設クルコトトナリ居レリ然レ共該議定書ハ作成セザルコトトナリ此ノ點ハ條約成立後兩國間ニ協議シテ決定政度キ處經濟問題ヲ扱フ委員會ハ必要ト思考スルニ依リ設置スルコトトナルベシト考ヘ居レリ

(日本標準規格B5)

外務省

218

油ヲ使用セザルベカラザル人並石油等モ果シテ急務ノ用ニ合フ
モノナリヤ心懸ニ甚エザル次第ナルニ付此ノ點重テ海軍大臣ヨリ
御回答ヲ得度シ

及川海軍大臣 人造石油ハ未ダ着手シタル所リニテ中々急務ノ用ニ
合フトハ申サレズ依テ平和的手段ニ依テ漸印又ハ北極太ヨリ獲得
スル他ナク之ガ成功スレバ相當有量ナリ從テ海軍トノ圖交關係ハ
此ノ點ヨリ云フモ重要ナリト存ズ又一万海軍トシテハ長期戦ニテ
レバ油ノ使ヒ延シモ考ヘザルヲ得ズ

有馬海軍大臣 ハイ、オオ多シク假ノ石油ハ充分圖ニ合フ次第ナリヤ
及川海軍大臣 ハイ、オオ多シク假ノ石油ハ近年海軍ニテモ專門ノ研
究機關ヲ設ケ海軍獨自ノ方法ニテ製造シ居レリ又相當ノ準備モア

外務省

(日本標準規格B5)

217

ト云フコトガアル處何ヲ以テ歐州ノ新秩序ト云フヤ判然タラシメ
ザレバ日本ノ義務ガ判然タリ得ザルニ非ズヤ何カ此ノ點ニ付斷言
アリシヤ

松岡外務大臣 御尤ノ質問ト存ズルモ本大臣トシテハ新秩序ノ意義
ハ前文ニテ充分説明ハレ居レリト思考ス前文ハ首万ノ提議ニシテ固
道個ハ一字ノ修正ヲモ申出ザリシモノナリ

有馬海軍大臣 本條約ニ依リ日本海軍ヲ造ケ度キハ本官モ政府ト同感
ナルガ日本ハ宿命的ニ戦ハザルベカラザルモノナラバ今日ガ最も
良キ時期ト考フ假シ最モ心懸ナルハ石油ノ缺乏ナリ海軍大臣ハ
昔ノ準備アリト云ハレタルガ日本國戦スレバ一年、二年ヲ経過ニ
過スルモノトハ思ハレズ殊ニ今日ノ戦争ニ於テハ極メテ多量ノ石

外務省

(日本標準規格B5)

220

ル次第ナリ

歐州顧問官 條約第三條ノ文字上ヨリ見レバ現ニ歐州戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ノ中ニハ蘇聯モ含マルモノト考フルガ蘇聯トノ關係ハ如何ナルモノナリヤ洵道ト蘇聯トハ何等カ斷會アリタル次第ナリヤ

松岡外務大臣 其ノ要旨ヲ是タル爲第五條ヲ設ケタル次第ナリ尙本大臣ガ「スターマー」ニ對シテ蘇聯トノ關係何カ本條約ニ付斷アリタルヤト訊ネタルニ對シ「スターマー」ハ否定的ノ回答ヲ爲シ居リタルガ本大臣ノ想像スル所ニテハ「スターマー」ハ「モスコー」ニ通過ノ斷會側ト何等カ斷ヲ爲シ居ルモノト考ヘ居レリ其ノ斷據ト思ハルル一ノ事實アルガ「スターマー」ハ八月二十三日ニ伯

林ヲ出發セル處同日「リップベントローフ」外相ハ東橋大使トノ會見ニ於テ何等本件ニ言及セザリシガ「スターマー」ハ廿四日ニ東海大使ニ會見シタル際ニハ洵道側ハ日本ト歐州條約ヲ締結スル積ナル旨ヲ斷シ居ルヲ以テ其ノ間「スターマー」ハ蘇聯當局ト何等カ斷ヲ爲セルモノト思考セラル

歐州顧問官 米蘇接近ノ噂モ尙タ處本條約ハ之ヲ促進スルコトナル慎ナキヤ此ノ點ハ如何

松岡外務大臣 米蘇接近ニ付テハ外務省ニ於テモ各方面注意シテ眞相ノ把握ニ努メ居ル處今日迄確實ト認メラルル情報ニハ據シ居ラズ本大臣ハ未ダ具體的ノ何物モナシト考ヘ居レリ尙「スターマー」ハ日蘇ノ關係調整ノ成功ニ付テハ極メテ開明ニ其ノ可能性ヲ述べ

外務省

(日本標準規格B5)

219

ル次第ナリ

歐州顧問官 條約第三條ノ文字上ヨリ見レバ現ニ歐州戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ノ中ニハ蘇聯モ含マルモノト考フルガ蘇聯トノ關係ハ如何ナルモノナリヤ洵道ト蘇聯トハ何等カ斷會アリタル次第ナリヤ

松岡外務大臣 其ノ要旨ヲ是タル爲第五條ヲ設ケタル次第ナリ尙本大臣ガ「スターマー」ニ對シテ蘇聯トノ關係何カ本條約ニ付斷アリタルヤト訊ネタルニ對シ「スターマー」ハ否定的ノ回答ヲ爲シ居リタルガ本大臣ノ想像スル所ニテハ「スターマー」ハ「モスコー」ニ通過ノ斷會側ト何等カ斷ヲ爲シ居ルモノト考ヘ居レリ其ノ斷據ト思ハルル一ノ事實アルガ「スターマー」ハ八月二十三日ニ伯

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

之ハ憲法上並支ナシト思ハルルヤ
 松岡外務大臣 新クノ如キ條約ハ前例モ多キアリ調印前ニ極密ニ
 御諮詢相成リ御認可アルモノナルニ依リ憲法上ノ問題ハ生ズル
 ナシ
 清水顧問官 閣下所ニ依レバ重慶ニハ未ダ調遣人ノ技術方數名居ル
 ト云フガ眞實ナリヤ
 東條陸軍大臣 新カル情報ハアルモ眞相不明ナリ
 清水顧問官 我南洋委任統治地ニ對シテモ何等カノ代價ヲ支拂フ
 コトトナリ居ル處如何ナル事ナリヤ
 松岡外務大臣 此ノ點ニ付テハ調遣員ハ閣下委任統治トナリ居ル
 調遣員ハ全部運送ヲ受クル運送トナリ居リ與國タル日本ノミガ之ヲ

外務省

調遣ノ轉送ヲ申出タル次第ニシテ此ノ點ハ交換文書ニモ記載サレ
 タル事ナリ
 石塚顧問官 條約ノ條文トシテハ本官ニ於テ異存ナシ但シ調遣トノ
 關係ニ付テハ過去ノ實踐ニ照シテ「パーセント」信用ヲ置ク點ニ
 行カズ防共協定及文化協定締結ノ際ニモ特殊ノ事項ニ付テハ更モ
 角全面的ノ提携ハ不可ナリトノ議論アリキ此ノ點ハ政府ニ於テモ
 充分御留意相成テ條約實施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度シ
 清水顧問官 本條約ノ調印者ハ誰ナリヤ
 松岡外務大臣 「リッペントロープ」「チアノ」及東條大使ノ三名
 ナリ
 清水顧問官 本條約ハ閣下同時ニ實施セラルルコトトナリ居ル處

外務省

274

運送セザルコトヲ認ムルハ原則ノ問題トシテ受贈セ得ズ從テ代償
 フ得テ日本ニ懸置シタル形式ヲ採リ度シト主張セリ最初ハ相當ナ
 ル代償 *adequate* ト云フ字句ナリシヲ本大臣ノ主張ニ依リ *in a way*
 ト云フコトニシタルモノニシテ先方ハ此ノ代償ハ全然「ノミナル」
 ノモノニテ可ナリ例ヘバ臺灣^六耳鐵ト云フ例モアリト云ヒ居リタル
 位ニテ極メテ輕キ意味ナリ
 清水顧問官 本官ノ考エテハ委任統治^六ハ今更調進ヨリ懸置ヲ受ケル
 必要ナキモノト思ヘル
 松岡外務大臣 自身ノ考フル所ニ於テハ立博士其ノ他有力ナル國
 法學者ノ説ノ如ク領土ノ割讓ハナカリシモノト見ルノガ正シト思
 考ス從テ本大臣ハ五年以來「ヴェルサイユ」條約ヲ調進ガ實際^上
 上
 被棄シタル以上日本ノ委任統治^六ハ軍事占領ノ繼續ト見ルノガ正シ
 夕從テ調進ヨリ懸置ヲ受ケテ事懸^六ヲ明瞭ニスル必要アリト考ヘ居
 レリ
 閣 顧問官 伊太利ハ本條約ニ何時承認ヲ與ヘタリヤ
 松岡外務大臣 先程モ御答シタル通り伊太利ハ二十五日ニ在東京大使ヲ
 本大臣ノ許ニ派遣シテ同意ヲ表明シ來レリ其ノ前ニ「リッペン
 ロープ」外相ガ羅馬ニ於テ伊太利側ノ同意ヲ取付ケタルモノナリ
 閣 顧問官 然ラバ十九日ノ御前會議ノ際ニハ伊太利ハ同意スルモ
 ノトモセザルモノトモ不明ナリシユ本件ヲ御前會議ニ附シ御認可
 フ俾ギタルハ時期頗ル尙早ニアラズヤ
 松岡外務大臣 調進例ハ最初ヨリ伊太利ノ同意ヲ確實ニ得ラルルコ

外務省

(日本標準規格B5)

273

1134

運送セザルコトヲ認ムルハ原則ノ問題トシテ受贈セ得ズ從テ代償
 フ得テ日本ニ懸置シタル形式ヲ採リ度シト主張セリ最初ハ相當ナ
 ル代償 *adequate* ト云フ字句ナリシヲ本大臣ノ主張ニ依リ *in a way*
 ト云フコトニシタルモノニシテ先方ハ此ノ代償ハ全然「ノミナル」
 ノモノニテ可ナリ例ヘバ臺灣^六耳鐵ト云フ例モアリト云ヒ居リタル
 位ニテ極メテ輕キ意味ナリ
 清水顧問官 本官ノ考エテハ委任統治^六ハ今更調進ヨリ懸置ヲ受ケル
 必要ナキモノト思ヘル
 松岡外務大臣 自身ノ考フル所ニ於テハ立博士其ノ他有力ナル國
 法學者ノ説ノ如ク領土ノ割讓ハナカリシモノト見ルノガ正シト思
 考ス從テ本大臣ハ五年以來「ヴェルサイユ」條約ヲ調進ガ實際^上
 上

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

遊
226

トソ議定シテハ居リタルノミナラズ御前會議ニテ特議シタルハ
御前ニ一應懸リタル案ニ依リ日英間ニ條約ヲ締結スル方針
ヲ附議シタルモノナルニ依リ何等並支ナカリシモノト考フ

外務省

(日本標準規格B5)

226

南樞閣官 大東亞ノ範圍ニ付テハ明白ナルコトヲ決メ居ラザルニア
ラズヤ

松岡外務大臣 交渉ニ當リ隨時話ヲ爲シ記録ニ留メタリ

南樞閣官 日英間ニ紛争發生シタル場合ニ付特ニ交換文書アルハ如
何ナル理由ナリヤ

松岡外務大臣 英國ハ既ニ歐洲戰爭ニ參戰シ居ルヲ以テ本條約第三
條ノ場合ニ當嵌ラザルモ日本トシテハ日英戰爭ガ絕對ニナシトハ
云ヒ得ザルニ依リ特ニ此ノ點ヲ獨逸側ノ好マザリシニ拘ラズ明確
ニセシメタリ

南樞閣官 本條約ハ日本ヨリ言出シタルモノナリヤ獨逸ヨリ言出シ
タルモノナリヤ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

228

南滿洲官 石油ノ問題ハ先程ノ各大臣ノ回答ヲ承ルモ蓋テ隔テテ物
ヲ聞クガ如ク一寸モ安心出来ズ今少シ明瞭ナルコトヲ承リ安心セ
シメラレ度シ

企畫院總裁、陸海軍各大臣 先程モ御答シタル通り極海ハ極富貯蔵
アリ海外ヨリノ平和的獲得モ有望ナリト河合、有馬兩閣官ニ對
スル回答ヲ繰返シ述ブ

南滿洲官 一方ニ於テ日支事變ガ繼續シ一方ニ於テ日米戰爭ガ勃發
セバ日本ノ財政ハ如何ナルヤ大蔵大臣ニ承リ度シ

河田大蔵大臣 財政ガ窮屈エナルコトハ勿論ナリ結局國民ノ貯蓄ヲ
増進シ政費節約ヲ圖ル他ナシ

南滿洲官 次ニ日蘇關係ニ付承リ度シ萬一日米戰爭ガ起リタル場合

(日本標準規格B5)

外務省

227

松岡外務大臣 獨逸ヨリ雷出シタルモノナリ

南滿洲官 獨逸ガ斯カル提議ヲ爲スニ至レルハ對英作戰ニ失敗シタ
ル爲ニアラズヤ

松岡外務大臣 對英作戰ノ長引キタルコトモ一ノ理由ナルヤモ知レ
ザルモ右ガ全部ニハ非ズ數十年ノ長キ眼ヲ見テ獨米ノ萬事邊ケ難
シト見タル爲ナラント思ハル

南滿洲官 本條約ニ依リ米國ヲ牽制スルコトハ結構ナルガ米獨提携
ノ危險絕對エナキヤ

松岡外務大臣 米獨提携ノ可能性モ絕對エナシトハ思ハレズ然レ共
日米關係ノ改善ニハ獨米人ノ米國ニ於ケル^勢精力ヲ無視出来ザル
ニ依リ此ノ點ニ於テモ本條約ノ價值アリト思考ス

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

蘇聯ハ恰モ歐洲戰爭前ニ英佛ト獨トヨリ引張風トナリタルガ如ク
 日米兩國ヨリ提携ノ手ヲ蓋延スコトトナルベシト思ハル故ニ日米
 關係ヲ考フルニハ先ヅ蘇聯トノ國交調整ヲ行ヒテ後此ノ條約ノ交
 渉ヲ爲スコトハ出來ザリシモノナキヤ何故ニ蘇聯トノ交渉ヲ後進
 シニシテ獨逸ノ言分ニノミ從フモノナリヤ
 松岡外務大臣 蘇聯トノ國交調整ニ付テハ前内閣時代ニ中立條約ヲ
 提議セリ本大臣モ就任以來探リヲ入レテ見タルガ蘇個ハ前内閣ノ
 提議ヲ受諾スル條件トシテ「ポーツマス」條約ノ再檢討、北極太
 利權ノ回收等預メ拒否的ノ條件ヲ附シテ受諾ヲ回答シ來レルガ
 如キ有様ナリ依テ本大臣ハ蘇聯トノ國交調整ハ獨逸ヲ利用スル他
 ナントノ結論ニ達シ本條約ニ對スル獨逸側ノ提議ヲ受諾セル次第

外務省

(日本標準規格B5)

ナリ
 南滿洲官 米國ハ歐洲戰爭ニ參加セズト云フコトヲ「スターマー」
 ハ外務大臣ニ申シタト云フコトナルモ大統領選後ハ如何ナルコ
 トニナルヤモ知レズ中立條ヲ改正シテ極力英國ヲ援助スルコトニ
 ナルヤモ圖ラレズ其ノ場合ハ蘇聯ハ獨逸ヲ攻撃シタルモノトナル
 ヤ否ヤ
 松岡外務大臣 米國ノ措置ガ攻撃トナルヤ否ヤハ其ノ時ノ狀態ニ依
 リ判斷スル他ナシ此ノ點ニ付テハ交渉中獨逸側ハ第三條ニ公然ト
 又ハ陰密ニ「openly or covertly」攻撃セラレタル云々ト云マ
 コトニ致度シト申出タルニ對シ當方ヨリ陰密ニ攻撃スルトハ例ヘ
 バ米國ガ英國ニ屬運輸ヲ保護スルガ如キコトヲモ含マルル撰アル

外務省

(日本標準規格B5)

231

ニ依リ新カル字句ハ削除シタシト主張シタル際先方ハ右字句ハ寧
 ロ日本側ノ利益ノ爲ニ挿入スルモノニシテ例ヘバ米國艦隊ガ新嘉
 坡ニ入港シタト云フガ如キ場合ヲ除密ニ攻撃シタルモノト云フベ
 ク編述繼續ノ如キハ入ラズト説明シタル経緯モアリ
 南滿洲官 獨逸側トノ話合ノ際ニ蘇聯ヲシテ授將政策ヲ進業セシム
 ル爲ニ盡カスルト云フコトニ付念ヲ押サレタリヤ
 松岡外務大臣 此ノ點ハ本大臣トシテモ充分考慮シ居リ獨逸ヲシテ
 蘇聯ヲ進ジテ重慶ヲ和平ニ導カシムルコトヲ考ヘ居ルモノナルガ
 之ヲ過早ニ云ヒ出スコトハ獨逸ニ脚下ヲ見ラレ百害アリテ一利ナ
 キ次第ナレバ最初八月初旬ニ「オット」大使ニ會見ノ際先方ヨリ
 新カル趣旨ノ事ヲ申出シタル際モ日本ハ支那事變ハ獨力ニテ片附

外務省

(日本標準規格 B5)

232

タル積リナリト申聞置キタル次第ナリ素ヨリ今後ハ本條約ヲ十二
 分ニ活用シテ日蘇國交調整、支那事變收拾ノ促進ヲ圖ル覺悟ナリ
 奈良副官 質問ナシ
 荒木副官ヨリ軍ノ素質、機力、健康狀態殊ニ肺結核ノ豫防等ニ付
 質問アリ陸海軍大臣ヨリ各同答ス
 松井副官 質問ナシ
 首原副官 五ノ點ニ付質問致度シ(一)ハ外務大臣ハ先程秘密議定書
 ト云フコトヲ申サレタルガ秘密議定書ヲ作成スルト云フ議ガアリ
 シヤ(二)ハ本條約ト日獨伊防共協定トノ關係如何(三)ハ本條約ハ三國
 條約ナルガ獨伊ノ關係ハ極メテ緊密ナルヲ以テ條約ノ解釋等ニ付
 紛議ヲ生ジタル場合當ニ二對一トナル誤ナキヤ(四)ハ伊太利トノ關

外務省

(日本標準規格 B5)

B-0059

234

係ニ付テハ何等文書ノ上ニ議ス必要ナキヤ(四)ハ對米戰争勃發シタ
ル場合ノ軍事上ノ覺悟ニ付テハ先程聲明アリタルモ最モ心配ナル
ハ財政上ノ問題ナリ此ノ點ハ大蔵大臣ニ於テモ充分ナル覺悟アリ
ト存スルガ如何

松岡外務大臣 (一)交渉中ニ議定書作成ノ議出タルモ議定書
ノ内容ハ日本側ノ要求ノミヲ入ルル片断的ノモノトナリ之ヲ完全
ニスル爲ニハ時日ヲ必要トスルノミナラズ伊太利ノ同意ヲモ取付
タル必要アリタルニ依リ議定書ノ作成ヲ速ケ本大臣ト在京滬
連大使トノ間ニ文書ヲ交換シテ議定書ニ代フルコトナリタ
ル次第ナリ(二)防共協定ハ其ノ儘存置ス日本トシテハ防共ト云フ大
方針ハ蘇聯トノ關係如何ニ拘ナズ之ヲ堅持シ行カザルベカラズト

思考ス(三)獨伊ノ關係ハ成程緊密ナルモ伊太利ノ日本ニ對スル感觸
ハ獨以上ノモノアルヲ以テ御心配無用ト思考ス(四)別ニ文書ヲ要セ
ザルモノトモ^考フ伊太利大使ハ極メテ明白ニ伊太利政府ノ同意ヲ申
出來レリ

河田大蔵大臣 菅原閣官ノ質問ノ第五點ニ付テハ極力國民ノ負擔
増加ヲ防グ措置シ度キ所存ナリ

松浦閣官 本條約ノ趣旨トスル所ハ日米關係ノ惡化ヲ防止スルニ
在リ本官モ最モ之ヲ希望スル次第ナルガ不幸ニシテ最惡ノ場合ガ
起リタル時ニ處スベキ準備ハ之ヲ充分整ヘ置カレ度シ

櫻田閣官 最惡ノ場合ニ於ケル國內情勢食糧問題等ニ付質問アリ金
幣院總裁ヨリ回答ス

(日本標準規格B5)

外務省

233

係ニ付テハ何等文書ノ上ニ議ス必要ナキヤ(四)ハ對米戰争勃發シタ
ル場合ノ軍事上ノ覺悟ニ付テハ先程聲明アリタルモ最モ心配ナル
ハ財政上ノ問題ナリ此ノ點ハ大蔵大臣ニ於テモ充分ナル覺悟アリ
ト存スルガ如何

松岡外務大臣 (一)交渉中ニ議定書作成ノ議出タルモ議定書
ノ内容ハ日本側ノ要求ノミヲ入ルル片断的ノモノトナリ之ヲ完全
ニスル爲ニハ時日ヲ必要トスルノミナラズ伊太利ノ同意ヲモ取付
タル必要アリタルニ依リ議定書ノ作成ヲ速ケ本大臣ト在京滬
連大使トノ間ニ文書ヲ交換シテ議定書ニ代フルコトナリタ
ル次第ナリ(二)防共協定ハ其ノ儘存置ス日本トシテハ防共ト云フ大
方針ハ蘇聯トノ關係如何ニ拘ナズ之ヲ堅持シ行カザルベカラズト

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

236

林

外務省

唯獨進ハ蘇聯ニ對シテ相當ノ壓力ヲ加ヘ得ルコトハ之ヲ觀メザル
 ベカラス自分ノ有スル確實ナル情報ニ依レバ昨年蘇聯ガ何故ニ英
 佛ヲ離レテ獨進ト提議スルニ至レリヤト云フニ其ノ動機ノ最モ重
 要ナル一ハ「ヒトラー」ハ「スターリン」ニ對シテ若シ獨進側ノ
 要求ガ容レテラレバ獨進ハ蘇聯ヲ放棄スベシト申傳ヘタリト云
 フコトナリ之等ヨリ判斷シテ日蘇國交調整ニ獨進ヲ斡旋セシムル
 コトハ相當有效ナリト考ヘ居レリ

(日本標準規格 B5)

235

林

外務省

林閣閣官 條約ノ主眼トスル點ハ對米關係ナルガ對蘇關係ハ此ノ點
 最モ慎重ニ考慮スル必要アリト存ズ外務大臣ノ御説明ニ依レバ對
 蘇關係ニ付樂觀的ノ考ヲ有シ居タルルヤノ印象ヲ得タルガ本官ノ
 有スル情報ニ依レバ日蘇關係ニ獨蘇國ノ關係ノ將來ニ付相當ニキ
 材料モアリ例ヘバ昨年獨蘇不可條約ガ締結セラレタル際「スタ
 ーリン」ガ共產黨員ニ與ヘタル訓示ノ内容ニ付自分ノ有スル確實
 ナル情報ニ依レバ「スターリン」ハ蘇聯ガ今度獨進ト提議シタル
 ハ西歐赤化ノ一ノ手段ナリ又之ニ依リ決シテ東進政策ヲ放棄シタ
 ルモノニアラス時期適ラバ積極的ニ出ル積リナリト述ベタル由ナ
 ルガ之等ノ點ニ付テハ外務大臣ハ如何御考ナリヤ

紙開外務大臣 日蘇國交調整ガ爾リ容易ナリトハ自分モ考ヘ居ラズ

(日本標準規格 B5)

B-0059

深井顧問官 條約第三條ノ場合即チ日米戦争ノ場合ニ獨逸ハ如何ナル軍事上ノ援助ヲ日本ニ與ヘ得ルヤ

松岡外務大臣 右ハ交渉ノ際ニモ論議セラレタルガ獨逸ハ第三條ノ事象發生以前ニ於テモ新兵器等ヲ日本ニ供給スベシト申シ居リ又日米戦争勃發ノ場合ニハ大西洋方面ニ於テ米國ヲ牽制スルコトニナリ居レリ

東條陸軍大臣 蘇聯トノ關係ノ下ニ優秀ナル軍用器材ノ供給ヲ受ケルコトガ最も重要ナル援助ナリ

及川海軍大臣 大体陸軍ト同様ナリ

深井顧問官 蘇聯ニ對スル關係ニ於テ獨逸ガ蘇聯ヲ牽制スルトハ如何ナル意味ナリヤ新カナル事ハ獨逸不可使條約ニ正面ヨリ反スルモ

外務省

(日本標準規格B5)

ノニアラズヤ

東條陸軍大臣 條約上ハ其ノ通ナルガ實際ノ軍事上ノ論キヨリ受ヘバ獨逸ハ蘇聯ヲ牽制シ得ルモノナリ現ニ獨逸ハ對英作戰ヲ行ヒツツアルモ其ノ陸軍ノ大部分ヲ機械化部隊ト共ニ國內ニ保有シ居リ之ガ軍事的ニハ蘇聯ヲ牽制シ居ル次第ナリ

深井顧問官 外務大臣ハ日獨關係ノ相互信頼ト云フコトヲ申サレタルガ獨逸側ノ昨年ノ獨逸不可使條約締結ノ際ノ態度ハ不信ト云フノ外ナシ昨年九月阿部外相ガ本院ニ於テ外交經過ヲ説明シタル際當時ノ澤田外務大臣ガ平澤内閣ニ於テ獨逸協定ガ日獨防共協定ノ秘密協定ニ違反セル點ヲ指摘シテ獨逸ニ對シ抗議ヲ提出セル旨ヲ述べタル處有抗議ノ結果ハ如何ナリ居ルヤ

外務省

(日本標準規格B5)

松岡外務大臣 本大臣ノ閣下所ニ依レバ右抗議ガ果シテ先方ニ通ジ
 居ルヤ否ヤ疑ハシク恐ラク獨逸側ヨリハ何等ノ回答ナカリシモノ
 ト思考ス

深井顧問官 對外關係ニハ感情ヲ交ヘルコトハ藥物ニシテ外交ハ他
 タ甚實質的ニ行ハザルベカラズト思考スル處本條約ノ前文ニ万邦
 フシテ各其ノ所ヲ得シムルトアルガ「ヒトラー」ノ言ニ要フ所ハ
 屬内強食ハ自然ノ法則ナルカノ如キ感情ヲ興フルガ獨逸側ハ果シ
 テ此ノ前文ノ趣旨ヲ正當ニ理解シ居ルヤ

松岡外務大臣 我外交ノ使命ハ皇道ノ宣布ニ在リ利害得失ノミニ依
 リテ動クモノニアラズ屬内強食ノ如キ皇道ハ斷ジテ之ヲ排撃スベ
 キモノト考フ

深井顧問官 日米戦争ヲ不可避トスレバ此ノ際獨逸カ英米カ孰レカ
 ニ外交ノ重點ヲ置カザルベカラズト云フコトハ理解出来ルモ本條
 約締結ノ結果ハ或ハ日米戦争ヲ早メルコトトナルヤモ知レズ總
 大臣ハ最悪ノ場合ニ於ケル軍需品、一般物資ノ缺乏思想ノ悪化等
 ニ對慮シテ之ヲ勿被ケ得ル自備アリヤ否ヤ覺悟ヲ承リ度シ

近衛總理大臣 本條約ノ根本ノ考ヘ方ハ元ヨリ日米ノ衝突ヲ回避ス
 ルニ在リ然レ共下手ニ出レバ米國ヲツケ上ラセル丈ナルニ依リ
 然タル態度ヲ示ス必要アリト思考ス万一致意ノ事案ヲ生ジタル場
 合ニハ政府ハ外交内政ヲ通ジテ非常ナル覚悟ヲ以テ施策セザルベ
 カラズト考ヘ居レリ先日本大臣ガ参内本件ヲ上奏致シタル際
 天皇陛下ニ於カセラレテモ非常ナル御決心ヲ有シ遊バサルルコト

(日本標準規格B5)

外務省

松岡外務大臣 本大臣ノ閣下所ニ依レバ右抗議ガ果シテ先方ニ通ジ
 居ルヤ否ヤ疑ハシク恐ラク獨逸側ヨリハ何等ノ回答ナカリシモノ
 ト思考ス

深井顧問官 對外關係ニハ感情ヲ交ヘルコトハ藥物ニシテ外交ハ他
 タ甚實質的ニ行ハザルベカラズト思考スル處本條約ノ前文ニ万邦
 フシテ各其ノ所ヲ得シムルトアルガ「ヒトラー」ノ言ニ要フ所ハ
 屬内強食ハ自然ノ法則ナルカノ如キ感情ヲ興フルガ獨逸側ハ果シ
 テ此ノ前文ノ趣旨ヲ正當ニ理解シ居ルヤ

松岡外務大臣 我外交ノ使命ハ皇道ノ宣布ニ在リ利害得失ノミニ依
 リテ動クモノニアラズ屬内強食ノ如キ皇道ハ斷ジテ之ヲ排撃スベ
 キモノト考フ

(日本標準規格B5)

外務省

241

ノ例ト定ニ最優盛放ニ堪エズ本大臣トシテモ身命ヲ堪シテ本條約ノ遺憾ナキ運用ヲ期シ度シト考ヘ居レリ

三上顧問官 外交上、經濟上ニ付テハ大分實益應答アリタルニ依リ自分ヨリハ條約其ノモノニ付疑問ノ點ヲ質シ度シ先形式ノ點ニ付テ茲ニ配布ノ書類ノ中何カガ御諮詢ニナリ居ルヤ不明ナリ之等ノ文書ハ日本文ガ本文ナリヤ交換文書ノ方モ内容ヨリ見レバ國際約東ト思ヘルルガ之ニ付テハ御諮詢ナキ次第ナリヤ

松岡外務大臣 御諮詢ニ相成リ居ルハ條約案ノミニテ他ハ参考ナリ條約ノ本文ハ日本文、調達文及伊太利文トナル筈ナルモ蓋當リ英文ノモノニ署名スルコトトナリ居レリ

松本條約局長 附屬ノ交換文書ハ條約ト同様ノ效力ヲ有スル所屬交

(日本標準規格B5)

外務省

242

換公文トハ内容並ニ形式(例ヘバ番號ヲ附ス)ニ於テ異リ居リ所關國際約東トハ記メ難キモ條約ノ解釋及松岡大臣ト「オット」大使トノ意見ノ一致シタル點ヲ記載セルモノニシテ極メテ重要ナル文書ト認メテ参考トシテ上奏案ニ附屬セシメタル次第ナリ

三上顧問官 蓋當リ英文ニ署名スルト云フガ如キハ異例ニシテ斯カル手續ガ許サルトハ思ハズ又交換文書ノ内容ハ國際約東ナルヲ以テ之亦御諮詢ノ客体トスベキモノト思考ス

原議長 之等形式ノ問題ニ付テハ後列強議會ヲ開催スルコトト致度

(審查委員會終了後政府側通商シ懸議會ヲ開キタル結果條約案文ノミヲ御諮詢ノ客体トスルコト並ニ蓋當リ條約案日本文ノ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

ミヲ審議シ英文ニ署名シ後日語伊文トスリ代フル點ハ歐通
 スルコトニ決定セル趣ナリ)

二上顧問官 條約第三條ニ歐洲戰爭又ハ日支戰爭ニ參入シ居ラザル
 トアルハ不正確ナル旨現シ方ニテ歐洲戰爭又ハ日支戰爭ノ雙方ニ
 參入シ居ラザル一國ガ攻撃シタル場合ニハ第三條ガ發動スル機ニ
 モ取レル處其ノ點如何次ニ混合專門委員會トハ先程ノ外務大臣ノ
 說明ニ依レバ軍事ト經濟トノ混合ノ機ニモ取レルガ之ハ三國ノ
 混合ノ意味ニアラズヤ更ニ第五條ト第三條トヲ合セ考アルニ獨逸
 ハ蘇聯トノ間ニ不可使條約ヲ有スルヲ以テ日本ガ蘇聯ヨリ攻撃ヲ
 受ケタル場合ニモ獨逸ハ蘇聯ヲ攻撃スルコト能ハズ之ニ反シテ獨
 逸ガ蘇聯ヨリ攻撃ヲ受ケタル場合ニハ日本ハ獨逸ヲ援助スル爲メ

外務省

(日本標準規格B5)

聯ヲ攻撃セザルベカラズ從テ片面的ノ規定ナラズヤ

松岡外務大臣 二上顧問官ノ御質問ノ第一點ハ用辭ノ問題ニテ實際
 ノ解釋上ハ要義ヲ生ズル余地ナシト思考ス第二點ハ勿論三國ノ混
 合委員會ノ意味ナリ第三條ガ第五條ノ結果日本ニ片面的ナリトノ
 議論ハ本條ノ政治的意味ヲ誤解シタルモノニシテ蘇聯ガ獨逸ヲ攻
 撃スルガ如キ場合ニハ獨逸國ニ現存スル政治的狀態ハ重大ナル變
 革ヲ受ケタルモノニシテ斯カル場合ニ日本ノ處スル道ハ本條ノ規定
 ノ範圍外ナリト思考ス本條ノ趣旨ハ茲當リ本條約ガ蘇聯ヲ目標ト
 シ居ラザルコトヲ明示シタルモノナリ

眞野顧問官 質問ナシ

大島顧問官 大東亞ノ範圍ニ付テハ何等カ斷言アリシヤ

外務省

(日本標準規格B5)

246

小幡顧問官 日本ガ日支事變ヲ解決シ居ラザル此ノ際ニ當テ歐洲戰
 争ニ米國ガ參戰シタル場合ニ獨伊ヲ援助スル義務ヲ負フコトハ極
 メテ重大ナル義務ヲ負フモノナルニ反シ日米ガ開戦スルト云フ可
 能性ハ少シト思ハル依テ本條約ハ極メテ片務的ナルモノトナラザ
 ルヤ

松岡外務大臣 米國ガ歐洲戰爭ニ参加スルヤ否ヤ又日米戰爭ガ勃發
 スルヤ否ヤハ雙方五分五分ノ可能性アリト見テ差支ナシ依テ片務
 的ノモノトハ思考セズ

竹越顧問官 本條約締結ノ結果最悪ノ場合ヲ生ジタルトキ獨逸ハ如
 何ナル援助ヲ日本ニ與ヘ得ルヤ又日本海軍ガ獨伊ヲ援助スル場合
 ニハ如何ナル援助ヲ爲スヤ

(日本標準規格 B5)

外務省

245

松岡外務大臣 勿論斷言アリシコトハ本日午前中説明シタル通り

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0059

248

松岡外務大臣 如何ナル援助ヲ與ヘ得ルヤ等ノ問題ハ混合委員會ニ
テ充分研究セザルベカラズ
鈴木審査委員長 本條約ノ成立ト否トニ拘ラズ日米戰爭ハ不可避ト
考フルニ依リ米國海軍ノ擴張ヲ充分監視シテ之ニ相應スル準備ヲ
怠ルベカラズ
及川海軍大臣 差當リ速戰即決ヲ米國ニ當レバ充分勝算アリ將來ニ
付テハ着々各戰ノ擴張計畫ヲ目論ミ居ル次第ナリ
石井顧問官 交換文書ノ最後ノモノヲ見ルニ我委任統治下ノ南洋群
島ハ依然日本ノ屬地トスルモ之ニ對シ代價ヲ支拂フベキ旨記載レ
アリ之ニ對スル松岡大臣ノ説明ニ依レバ「ツニルサイニ」條約ハ
既ニ消滅シタルモノナルニ依リ南洋群島ハ日本ハ今尙軍事占領ヲ
繼續セルモノニシテ從テ日本ハ獨逸ヨリ代價ヲ支拂ヒテ之ヲ讓受
クル必要アリトノコトナル處委任統治地域ハ「ツニルサイニ」條
約ニ依リ五大國ニ讓渡セラレタルモノヲ日本ガ獲得シタルモノト
見ルベク既ニ日本ノ屬地ナリト解スルヲ以テ正シト自分ハ思考ス
ルニ依リ獨逸大使ノ口頭宣言ニハ自分ハ贊意ヲ表シ兼ヌ尤モ本問
題ハ御諮詢外ノ問題ナルヲ以テ唯御參考迄ニ自分ノ意見ヲ述ブル
ニ止メ置キタシ

外務省

(日本標準規格B5)

247

松岡外務大臣 如何ナル援助ヲ與ヘ得ルヤ等ノ問題ハ混合委員會ニ
テ充分研究セザルベカラズ
鈴木審査委員長 本條約ノ成立ト否トニ拘ラズ日米戰爭ハ不可避ト
考フルニ依リ米國海軍ノ擴張ヲ充分監視シテ之ニ相應スル準備ヲ
怠ルベカラズ
及川海軍大臣 差當リ速戰即決ヲ米國ニ當レバ充分勝算アリ將來ニ
付テハ着々各戰ノ擴張計畫ヲ目論ミ居ル次第ナリ
石井顧問官 交換文書ノ最後ノモノヲ見ルニ我委任統治下ノ南洋群
島ハ依然日本ノ屬地トスルモ之ニ對シ代價ヲ支拂フベキ旨記載レ
アリ之ニ對スル松岡大臣ノ説明ニ依レバ「ツニルサイニ」條約ハ
既ニ消滅シタルモノナルニ依リ南洋群島ハ日本ハ今尙軍事占領ヲ
繼續セルモノニシテ從テ日本ハ獨逸ヨリ代價ヲ支拂ヒテ之ヲ讓受
クル必要アリトノコトナル處委任統治地域ハ「ツニルサイニ」條
約ニ依リ五大國ニ讓渡セラレタルモノヲ日本ガ獲得シタルモノト
見ルベク既ニ日本ノ屬地ナリト解スルヲ以テ正シト自分ハ思考ス
ルニ依リ獨逸大使ノ口頭宣言ニハ自分ハ贊意ヲ表シ兼ヌ尤モ本問
題ハ御諮詢外ノ問題ナルヲ以テ唯御參考迄ニ自分ノ意見ヲ述ブル
ニ止メ置キタシ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

249

ニ日本海軍ヨリ在柏林ノ海軍武官ヲ通ジテ獨側ニ對シ一定ノ代償
ノ下ニ割讓方申出タル趣ナリ

石井顧問官 本問題ニ付テハ立博士トモ意見ヲ交換シタルコトアリ
立博士ノ意見モ委任統治ガ領土ノ割讓ニアラスト云フ丈テ獨逸ガ
五大國ニ讓渡シタル點ニ付テハ爭ナキ様思考ス從テ今更日本ガ獨
逸ヨリ代償ヲ支拂ヒテ割讓ヲ受クルガ如キハ本官ノ同意シ難キ所
ナリ

三土顧問官 今朝來ノ質疑應答ヲ聞イテ居レバ米國トノ戰爭トナリ
タル場合ノコトヲ主トシテ論議セラレ居ル様ナルモ本條約締結後
直ニ米國ノ我國ニ對スル經濟壓迫ハ一層加重セララルモノト思考
ス其ノ場合ニ於ケル我國民生活ノ問題ハ重大ナル問題ナリト思ハ

外務省

(日本標準規格 B5)

B-0059

250

ルル處之ニ付テハ充分ナル用意出來居レリ又右本人ハ兎角此ノ
 種ノ條約ガ出來ルト獨逸カブレトナリ反米運動等ヲ試ムルモノ出
 テ來ル棋アリ斯方ハ嚴ニ取締リ頂キタシ
 星野企畫院總裁 國民生活ノ問題ハ政府トシテ最モ關心ヲ有シ居リ
 之ガ對策ニ付テハ萬遺憾ナキヲ期シタシ
 近衛内閣總理大臣 コトハ極メテ同感ナレバ嚴重
 實施致シタシト
 午後七時三十分政府側退場

Received in Evidence
 Received Conditionally
 Received
 Clerk of the Court

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

(Page 1)

電	信	高	號番總	號符	昭和	昭和	年	年	月	月	日	日	時	時	分	分	管	主
---	---	---	-----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

信内要旨 (机密院)

一 本同盟締結の結果米國ノ対日經濟壓迫極端ニ強化セラルルニ至ルコトナキヤ、其ノ場合ニ於テハ對策如何

二 最悪ノ場合(対米戰爭開始ノ場合)ニ處スベキ準備如何

一 其ノ場合アルヲ見悟セザルガラス、而シテ之カ對策ニ付テハ本條約締結ニ依ル日本ノ國際的立場ノ強化ヲ利用シ從來米國ニ求メ居リタル國防原具ヲ源ヲ南洋其ノ他ヨリ獲得スル為外交的經濟的及軍事的施策ヲ為スノ要アルヲ認メ居リ本件決定ニ當リテハ比矣ニ最モ重キヲ置キ中愼ニ重講究セリ

B-0059

才一 陸軍
 日独伊三國ノ提携力支那事變處理ニ及キ之影響如何

九月十一日

電 信 寫
 昭和十五年九月十二日
 時 分
 分 分
 管 主

日独伊軍事同盟ニ関スル前合議ニ於テ
 海軍統帥部ヨリ政府ニ送ル陸海軍事項

- 一 本同盟ノ成立ニ依リ日蘇國交調整ニ至可共スル程度如何
- 二 本同盟ノ結成ニ依リ英米トノ貿易關係ハ一層惡化シ最悪ノ場合ハ
 依存物資ノ取得愈々難ト認テ又日米戰爭ハ持久戰トナルノ公
 算ナルカ支那事變ニ依ル國力消耗ノ現狀ニ鑑ミ國力指統ノ見
 透 並ニ之カ対策如何
- 三 本同盟締結ニ依リ此ノ際更ニ海軍ノ材料戰備及軍備ヲ強化
 促進スルコト要事ナリ
 本件ハ力難ク排シ政府ノ眞劍ナル協力ヲ得ルニ非テ是實現不可能ナル
 處ニ在リ所信如何

四、若し米國ノ政戰参加ニ依リ帝國ノ参戦ヲ餘儀ナシタル場合ニ於テ其ノ
 南戦時策ハ自主的ニ之ヲ決定スル要ル處之ニ存スル措置如何

陸 電
 信 寫
 號 符
 昭 和 年 月 日 時 分 秒 主
 抑々現状ニ於テ重慶政府ノ抗日ヲ最モ激励シ培ルモノハ米國ナリ強固ナル
 日独伊三國ノ提携ハ現下日本ニテ採リ得ル限ニ於テ最モ有力ナル米
 國牽制ノ手段ナリ。而シテ米國牽制ノ度ヲ高ルニ支那事變ノ處理
 ハヨリヨリ可能ナラシムル也。又三國提携ノ結果一面独伊殊ニ独逸ノ力ヲ
 消極又リ積極ニ利用シ、多面独伊殊ニ独逸ノ韓旋ニヨリ日蘇ノ接近
 ヲ一層可能ナラシムル之ヨリ支那事變處理ニ更ニ邁進スルコトヲ得ル也

海
 一本同盟ノ成立ニヨリ独伊殊ニ独逸ハ日蘇國交ノ調整ニ付キ相当ノ自
 信ヲ以テ韓旋セシムル期ニ居リ現ニ見ルカ如キ独蘇關係ニ鑑ミ独
 逸ノ韓旋アルト否トハ日蘇國交調整ニ付キ相当大キナル難易ノ差
 生ズ可キコト疑フ容レズ

四、皇國ノ参戦ヲ余儀セラルル場合ニ於テ其ノ南戦時期ニ付テ、事案

B-0059

上先少軍事当局ニ於テ意見ヲ定メ政府ハ之ニ基キ諸般ノ事情ヲ
 モ參酌シテ意見ヲ定メ且上更ニ独伊兩國政府ト意見ノ交換ヲ行ヒ其
 ノ時期ヲ定ムルコトナリ此ノ是ニ因リ皇國ノ自主的立場ハ失フ
 コトナリ

International Military Tribunal for the East Asia	
EXHIBIT No. 551	
Received for Identification	Defense <input type="checkbox"/> 25 SEP 1946
Received in Evidence	25 SEPT 1946
Rejected	
Received Conditionally	
<i>Charles E. Smith</i> Clerk of the Court	

B-0059



日獨伊三國條約ニ關スル樞密院審査委員會議事録

(松本條約局長手記)

昭和十五年九月二十六日午前十一時二十分開會

當中東三ノ間ニ於テ

出席者

樞密院側 原樞密院議長

鈴木樞密院副議長(審査委員長)

欠席ノ金子顧問官及田中顧問官ヲ除キ全顧問官等

審査委員トシテ出席

政府側 近衛内閣總理大臣

松岡外務大臣

東條陸軍大臣

外務省

(日本標準規格B5)

及川海軍大臣
河田大藏大臣
星野金藏院總裁

他ニ説明員トシテ

村瀬法制局長官、森山第二部長

松本條約局長

武藤軍務局長

阿部軍務局長

原口爲善局長、松隈銀行局長

辻監理局長

議事

一 委員長開會ヲ宣シ書記官ヲシテ條約案文ヲ朗讀セシム

一 近衛總理大臣別紙甲號ノ通換抄ヲ述ブ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

松岡外務大臣別紙乙號ノ通説明ス

一 席原ニ依リ質問ニ依ル

河合顧問官 本官ハ本案ノ趣旨ヲ完全ニ了解セリ本官トシテハ豫
テヨリ日獨伊同盟ノ成立ヲ希望シ居リタルモノニシテ松岡大臣就
任以來其ノ速ナル實現ヲ期待シ一部ニ松岡大臣ノ活動ヲ手緩シト
スル論モ耳ニシタルガ今回遂ニ之ガ成立ヲ見タルハ欣快ニ堪エザ
ル所ナリ只今ノ松岡大臣ノ説明ニ依レバ伊太利ノ態度ハ明ナラザ
ル處此ノ點ヲ承リ度シ

松岡大臣 本件駁合ハ先程モ述ベタル通り日獨間ニ始メラレタル
モノニシテ獨獨ハ最初ヨリ伊太利ノ方ハ引受ケ居レリト申述ベ居
リタリ昨日伊太利大使ハ本大臣ヲ訪問シテ伊太利ハ本件交渉ノ一

(日本標準規格 B5)

外務省

切ヲ獨獨ニ委任シ日獨間ニ纏リタル條約案ニ伊獨ハ全幅的ノ贊意
ヲ表スル旨本國政府ノ訓令ニ依リ申入レ來リタル次第ナリ

河合顧問官 附屬ツ交換文書ヲ一覽スルニ日獨間ノ關係ノミヲ述
ベ居ル處伊太利ヨリモ同様ノモノヲ取付クル必要ナキヤ

松岡大臣 實ハ我方トシテハ凡テ獨獨ニ重點ヲ置キ伊太利獨獨ヲ附
隨的ノモノト考ヘテ差支ナシト思考ス從テ交換文書ノ中ニ於テ獨
逸外務大臣ガ伊太利ノ援助及協力ヲ必要トスル場合ニハ伊太利ハ
勿論獨逸及日本ト同調スベキコトヲ絕對ニ信ズル旨ヲ掲ゲシムル
ニ止メタル次第ナリ

河合顧問官 條約第三條ハ最も重要ト思考ス本官ハ日米開戦ヲ備
ズルモノニ非ザルモ最悪ノ場合ヲ考慮シテ軍部大臣ハ何等敗ケテ

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0059

取ラザル丈ノ覺悟アリト信ズルガ之ニ就テ何等カ本官等ニ安心ヲ
與フル様御説明ヲ承リ度シ又蘇聯ガ日本ニ向テ事ヲ起サザルモノ
トモ限ラズ此ノ場合獨逸ハ如何ナル態度ヲ執ルモノト考ヘララル
ヤ

東條陸軍大臣 本大臣ハ主トシテ陸軍ノ見地ヨリ御回答ス最悪ノ
事態ニ陥リタル際對米作戰ニ要スル陸軍ノ兵力ハ極一部分ヲ使用
スルニ過ギズ其ノ點ハ御懸念ハ無用ト思考ス然シ乍ラ對米作戰ハ
結局對蘇作戰ヲ考慮セザレバ完全ナリト云ヒ難シ依テ日蘇ノ國交
調整ハ極メテ重要ナル問題ニシテ之ガ有效ニ完成スレバ軍事の準
備ハ餘程樂ニナルモノト考ヘ得ル處蘇聯ノ性格上日本トシテ準備
ヲ怠ル譯ニハ參ラズト思考ス尙支那事變ニ付テハ本條約ヲ有效ニ

(日本標準規格 B5)

外務省

活用スルコトニ依リ最悪ノ事態發生前事變ノ解決ヲ圖リ度キ考ナ
リ

及川海軍大臣 現存艦隊ノ戰備ハ完成シ居レルヲ以テ決シテ米國
ニ敗ケハ取ラザルモ戰爭ガ長期ニ亘ル場合ニハ米國ノ海軍充實計
畫ノ實現ニ伴ヒ我方トシテモ充分ノ準備ヲ爲スノ要アリ此ノ點ニ
付テハ海軍トシテモ萬全ノ策ヲ講ジ居ル次第ナリ
河合顧問官 本官ノ最モ心配スル所ハ物資ノ關係ナルガ一体長期
戰トナリタル場合孰ノ位ノ間ハ差支ナキ御考ナリヤ
星野企畫院總裁 昨日御説明申上ゲタル通り(企畫院總裁ハ其ノ
前日樞密院定例參集ニ於テ物資動員計畫ニ付詳細ナル説明ヲ行ヘ
リ)數年前ヨリ我國ハ諸物資ノ自給自足ヲ覺悟シテ準備シ來レル

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0059

ガ二十一億ノ輸入ノ中十九億ハ英米ニ依存セル有様ナルガ故ニ經
済上ノ壓迫強化ノ場合條約第三條發動ノ場合ヲ考ヘテ萬全ノ策ヲ
講ズル必要アリ鐵ニ付テ云ヘバ本年ノ生産高ハ五百二十萬噸ノ見
込ナルガ最悪ノ場合ニモ四百萬噸ハ生産シ得ル見込ナリ現在軍備
竝ニ軍需ニ使用セルモノ百五十萬噸其ノ他ハ生産力擴充竝ニ民需
官需ニ充當セルモノナルガ層鐵ガ案ヲザル場合又ハ鐵材ノ輸入ナ
キ場合ヲ考慮シテ生産力擴充ニ手加減ヲ加ヘ民需官需ヲ制限スレ
バ左程窮境ニハ立タザル見込ナリ非鐵金屬ニ付テハ鐵ノ様ニハ參
ラヌモ世界中ヨリ目下蒐集ニ務メ居ルヲ以テ之亦左程心配ハ要ラ
ヌト思考ス最モ重大ナルハ石油ナルガ現在ハ多量ヲ米國ニ依存シ
居リ殊ニ航空機用揮發油ハ殆ンド全部ヲ米國ヨリノ輸入ニ仰ギ居

(日本標準規格B5)

外務省

ル處國內ノ増産ヲ圖ルト共ニ米國以外ヨリ獲得スル方法ヲ講ゼザ
ルベカラズ最近航空油ニ付テハ相當ノ「ストック」ヲ得タリ然レ
共對米戰爭長期ニ亘ル場合鐵其ノ他ノ金屬類ノ場合トハ異リ日滿
支三國ノ中ノミニテハ自足出來ザルニ依リ出來得ル限り速ニ蘭印
又ハ北樺太等ヨリ石油獲得權ヲ確保スル必要アリ此ノ點ニ付テハ
今回ノ獨逸側トノ話合ニ於テモ問題トナリタル點ナリ又目下蘭印
ニ於テ平和裡ニ石油ヲ獲得スル交渉ガ行ハレ居ルモノト御了解願
度シ

(日本標準規格B5)

外務省

河合顧問官 昨日ノ御話ノ時ニモ石油ニ付テハ軍部ニ於テモ相當
ノ準備アリト云フ意味ノコトヲ申サレタルガ軍部大臣ヨリモ御答

辦願度シ

B-0059

及川海軍大臣 海軍トシテハ相當長期ノ準備ヲ有ス又人造石油ニ付テモ目下施策中ナリ

東條陸軍大臣 陸軍ノ資材ニ付テモ相當ノ期間ハ堪エ得ル豫準備アリ非常ナル長期戦トナレバ航空機用、機械化部隊用ノ油ニ付テ考慮スル必要アリ

右ニテ一旦休會

午後一時十分再開

石井顧問官 第三條ニ依リ一國ガ攻撃セラルトキハ直ニ參戰義務ヲ生ズルモノナリヤ何等カ此ノ點ニ付話合アリタルヤ

松岡外務大臣 交換文書中ニ「一締約國ガ條約第三條ノ意義ニ於テ攻撃セラレタリヤ否ヤハ三締約國間ノ協議ニ依リ決定セラルベキ

外務省

(日本標準規格B5)

コト勿論トス」(在京獨逸大使來翰)トアルハ御質問ノ點ヲ明確ナラシムル爲本大臣ノ要求ニ依リ挿入シタルモノニシテ攻撃アリタルヤ否ヤニ付テ協議シ協議極マレバ自働的ニ共同シテ戦ハザルベカラザル處何時如何ナル方法ニ依リ援助スルヤハ締約國各々自主的ニ決定シテ協議スルコトトナル次第ナリ

石井顧問官 條文中ニ「直ニ」ト云フ字句モナキニ依リ外務大臣ノ説明ハ自分モ同感ナリ尙第四條ノ混合専門委員會ハ通常同盟條約ニアル軍事専門家間ノ協議ト解シ居リタルガ先程ノ外務大臣ノ説明ニ依レバ經濟的ノ問題モ右委員會ニ於テ協議スルモノノ如キ處此ノ點ニ付御説明ヲ承リ度シ

松岡外務大臣 本件ハ最初ハ條約ノ附屬秘密議定書中ニ規定スル

外務省

(日本標準規格B5)

案ニナリ居リタリ同案ニ依レバ陸海軍ノ混合委員會ヲ東京ニ一。
伯林又ハ羅馬ニ一ヲ設ケ其ノ他經濟委員會ヲ設クルコトナリ居
レリ然レ共秘密議定書ハ作成セザルコトナリ此ノ點ハ條約成立
後兩國間ニ協議シテ決定致度キ處經濟問題ヲ扱フ委員會ハ必要ト
思考スルニ依リ設置スルコトナルベシト考ヘ居レリ

石井顧問官 本條約ニハ同盟條約ニ殆ンド必ズ存在スル單獨不講
和ニ關スル規定ナキ處右ハ何等カ特殊ノ恩恵アリタル次第ナリヤ
松岡外務大臣 本件ハ一切話出ザリキ實ハ本大臣トシテハ先方ガ
云ヒ出セバ之ヲ挿入スルモ差支ナシト思考シタルガ先方ガ之ニ觸
レザル場合ニハ之ヲ設ケザル方可ナリト思ヒタリ何トナレバ本條
約ハ本大臣ノ考ニテハ戰爭ヲ防止スルコトガ目的ニシテ戰爭スル

外務省

(日本標準規格 B5)

コトガ目的ニアラザルニ依リ開戦ヲ豫想スル單獨不講和ノ規定ヲ
設ケザル方可ナリト思ヒタルコトガ一ノ理由ニシテ、他ノ理由ハ
萬一戰爭ガ始マレバ此ノ點ハ戰爭初期ニ互ニ約束スレバ直シト考
ヘタルヲ以テ之ガ規定方ヲ申出ザリシ次第ナリ

石井顧問官 御意見御尤ト存ズ尙條約第一條ニ歐洲ニ於ケル新秩
序ト云フコトガアル處何ヲ以テ歐洲ノ新秩序ト云フヤ判然タラシ
メザレバ日本ノ義務ガ判然タリ得ザルニ非ズヤ何カ此ノ點ニ付話
合アリシヤ

松岡外務大臣 御尤ノ質問ト存ズルモ本大臣トシテハ新秩序ノ意
義ハ前文ニテ充分現ハレ居レリト思考ス前文ハ當方ノ提案ニシテ
獨逸側ハ一字ノ修正ヲモ申出ザリシモノナリ

外務省

(日本標準規格 B5)

有馬顧問官 本條約ニ依リ日米戦争ヲ避ケ度キハ本官モ政府ト同
 感ナルガ日米ハ宿命的ニ戦ハザルベカラザルモノナラバ今日ガ最
 モ良キ時期ト考フ但シ最モ心配ナルハ石油ノ缺乏ナリ海軍大臣ハ
 相當ノ準備アリト云ハレタルガ日米開戦スレバ一年、二年ヲ終局
 ニ達スルモノトハ思ハレズ殊ニ今日ノ戦争ニ於テハ極メテ多量ノ
 石油ヲ使用セザルベカラザル處人造石油等モ果シテ急場ノ間ニ合
 フモノナリヤ心配ニ堪エザル次第ナルニ付此ノ點重ネテ海軍大臣
 ヲリ御回答ヲ得度シ

及川海軍大臣 人造石油ハ未ダ着手シタル許リニテ仲々急場ノ間
 ニ合フトハ申サレズ依テ平和的手段ニ依テ蘭印又ハ北樺太ヨリ獲
 得スル他ナク之ガ成功スレバ相當有望ナリ從テ蘇聯トノ國交調整

(日本標準規格B5)

外務省

ハ此ノ點ヨリ云フモ重要ナリト存ズ又一方海軍トシテハ長期戦ニ
 ナレバ油ノ使ヒ延シモ考ヘザルヲ得ズ

有馬顧問官 ハイ、オクタン價ノ石油ハ充分間ニ合フ次第ナリヤ
 及川海軍大臣 ハイ、オクタン價ノ石油ハ近年海軍ニテモ専門ノ
 研究機關ヲ設ケ海軍獨自ノ方法ニテ製造シ居レリ又相當ノ準備モ
 アル次第ナリ

鹽田顧問官 條約第三條ノ文字上ヨリ見レバ現ニ歐洲戦争又ハ日
 支紛争ニ參入シ居ラザル一團ノ中ニハ蘇聯モ含まルモノト考フ
 ルガ蘇聯トノ關係ハ如何ナルモノナリヤ獨逸ト蘇聯トハ何等カ斷
 合アリタル次第ナリヤ

松岡外務大臣 其ノ疑問ヲ避ケタル爲第五條ヲ設ケタル次第ナリ尙

(日本標準規格B6)

外務省

B-0059

本大臣ガ「スターマー」ニ對シテ蘇聯トノ間ニ何カ本條約ニ付話アリタルヤト訊ネタルニ對シ「スターマー」ハ否定的ノ回答ヲ爲シ居リタルガ本大臣ノ想像スル所ニテハ「スターマー」ハ「モスコ」通過ノ際蘇側ト何等カ話ヲ爲シ居ルモノト考ヘ居レリ其ノ證據ト思ハルル一ノ事實アルカ「スターマー」ハ八月二十三日ニ伯林ヲ出發セル處同日「リッペントロップ」外相ハ來栖大使トノ會見ニ於テ何等本件ニ言及セザリシガ「スターマー」ハ二十四日ニ東郷大使ニ會見シタル際ニハ獨逸側ハ日本ト政治條約ヲ締結スル積ナル旨ヲ話シ居ルヲ以テ其ノ間「スターマー」ハ蘇聯當局ト何カ話ヲ爲セルモノト思考セラル

窪田顧問官 米蘇接近ノ噂モ聞ク處本條約ハ之ヲ促進スルコトト

外務省

(日本標準規格B5)

ナル惧ナキヤ此ノ點ハ如何

松岡外務大臣 米蘇接近ニ付テハ外務省ニ於テモ各方面注意シテ真相ノ把握ニ務メ居ル處今日迄確實ト認メラルル情報ニハ接シ居ラズ本大臣ハ未ダ具体的ノ何物モナシト考ヘ居レリ尙「スターマー」ハ日蘇ノ國交調整ノ成功ニ付テハ極メテ明白ニ其ノ可能性ヲ述ベ獨逸ノ斡旋ヲ申出タル次第ニシテ此ノ點ハ交換文書ニモ記載サレタル通ナリ

石塚顧問官 條約ノ條文トシテハ本官ニ於テ異存ナシ但シ獨逸トノ關係ニ付テハ過去ノ實績ニ照シ百「パーセント」信用ヲ置ク譯ニ行カズ防共協定及文化協定締結ノ際ニモ特殊ノ事項ニ付テハ兎モ角全面的ノ提携ハ不可ナリトノ議論アリキ此ノ點ハ政府ニ於テ

外務省

(日本標準規格B5)

モ充分御留意相成テ條約實施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度シ

清水顧問官 本條約ノ調印者ハ誰ナリヤ

松岡外務大臣 「リッペントロープ」「チアノ」及來栖大使ノ三名ナリ

清水顧問官 本條約ハ署名ト同時ニ實施セララルコトトナリ居ル

處之ハ憲法上差支ナシト思ハルルヤ

松岡外務大臣 斯クノ如キ條約ハ前例モ多々アリ調印前ニ樞密院

ニ御諮詢相成リ御裁可アルモノナルニ依リ憲法上ノ問題ハ生ズル

惧ナシ

清水顧問官 聞ク所ニ依レバ重慶ニハ未ダ獨逸人ノ技師ガ數名居

ルト云フガ眞實ナリヤ

(日本標準規格B5)

外務省

東條陸軍大臣 斯カル情報ハアルモ眞相不明ナリ

清水顧問官 我南洋委任統治地域ニ對シテモ何等カノ代償ヲ支拂

フコトトナリ居ル處如何ナル事ナリヤ

松岡外務大臣 此ノ點ニ付テハ獨逸側ハ目下委任統治トナリ居ル

舊獨領ハ全部返還ヲ受クル建前トナリ居リ與國タル日本ノミガ之

ヲ返還セザルコトヲ認ムルハ原則ノ問題トシテ承諾シ得ズ從テ代

償ヲ得テ日本ニ讓渡シタル形式ヲ採リ度シト主張セリ最初ハ相當

ナル代償 adequate ト云フ字句ナリシヲ本大臣ノ主張ニ依リ

In a way ト云フコトニシタルモノニシテ先方ハ此ノ代償ハ全然「

ノミナル」ノモノニテ可ナリ例ハバ琉球六段ト云フ例モアリト云

ヒ居リタル位ニテ極メテ輕キ意味ナリ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

清水顧問官 本官ノ考ニテハ委任統治ハ今更獨逸ヨリ譲渡ヲ受クル必要ナキモノト思ハル

松岡外務大臣 自分ノ考フル所ニ於テハ立博士其ノ他有力ナル國際法學者ノ説ノ如ク領土ノ割讓ハナカリシモノト見ルノガ正シト思考ス從テ本大臣ハ三年以來「ヴェルサイユ」條約ヲ獨逸ガ實際ニ破棄シタル以上日本ノ委任統治ハ軍事占領ノ繼續ト見ルノガ正シク從テ獨逸ヨリ譲渡ヲ受ケテ事變ヲ明瞭ニスル必要アリト考ヘ居レリ

南顧問官 伊太利ハ本條約ニ何時承認ヲ與ヘタリヤ

松岡外務大臣 先程モ御答シタル通り伊太利ハ二十五日ニ在京大使ヲ本大臣ノ許ニ派遣シテ同意ヲ表明シ來レリ其ノ前ニ「リッペ

外務省

(日本標準規格B5)

ントローブ」外相ガ羅馬ニ於テ伊太利側ノ同意ヲ取付ケタルモノナリ

南顧問官 然ラバ十九日ノ御前會議ノ際ニハ伊太利ハ同意スルモノトモセザルモノトモ不明ナリシニ本件ヲ御前會議ニ附シ御裁可ヲ仰ギタルハ時期頗ル尙早ニアラズヤ

松岡外務大臣 獨逸側ハ最初ヨリ伊太利ノ同意ヲ確實ニ得ラルルコトヲ繰返シ述べ居リタルノミナラズ御前會議ニテ審議シタルハ日獨間ニ一應纏リタル案ニ依リ日獨伊三國間ニ條約ヲ締結スル方針ヲ附議シタルモノナルニ依リ何等差支ナカリシモノト考フ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

兩顧問官 大東亞ノ範圍ニ付テハ明白ナルコトヲ決メ居ラザルニ
 アラズヤ
 松岡外務大臣 交渉ニ當リ隨時話ヲ爲シ記録ニ留メタリ
 兩顧問官 日英間ニ紛争發生シタル場合ニ付特ニ交換文書アルハ
 如何ナル理由ナリヤ
 松岡外務大臣 英國ハ既ニ歐洲戰爭ニ參戰シ居ルヲ以テ本條約第三
 條ノ場合ニ當嵌ラザルモ日本トシテハ日英戰爭ガ絕對ニナシトハ
 云ヒ得ザルニ依リ特ニ此ノ點ヲ獨逸側ノ好マザリシニ拘ラズ明確
 ニセシメタリ
 兩顧問官 本條約ハ日本ヨリ言出シタルモノナリヤ獨逸ヨリ言出
 シタルモノナリヤ

(日本標準規格B5)

外務省

松岡外務大臣 獨逸ヨリ言出シタルモノナリ
 兩顧問官 獨逸ガ斯カル提議ヲ爲スニ至レルハ對英作戰ニ失敗シ
 タル爲ニアラズヤ
 松岡外務大臣 對英作戰ノ長引キタルコトモ一ノ理由ナルヤモ知
 レザルモ右ガ全部ニハ非ズ數十年ノ長キ眼ヲ見テ獨逸ノ萬難避ケ
 難シト見タル爲ナラント思ハル
 兩顧問官 本條約ニ依リ米國ヲ牽制スルコトハ結構ナルガ米獨提
 携ノ危險絕對ニナキヤ
 松岡外務大臣 米獨提携ノ可能性モ絕對ニナシトハ思ハレズ然レ
 共日米關係ノ改善ニハ獨系米人ノ米國ニ於ケル勢力ヲ無視出來ザ
 ルニ依リ此ノ點ニ於テモ本條約ノ價值アリト思考ス

(日本標準規格B6)

外務省

B-0059

南顧問官 石油ノ問題ハ先程ノ各大臣ノ回答ヲ承ルモ壁ヲ隔テテ
物ヲ聞クガ如ク一寸モ安心出来ズ今少シ明瞭ナルコトヲ承リ安心
セシメラレ度シ

企畫院總裁、陸海軍各大臣 先程モ御答シタル通り陸海ハ相當貯
藏アリ海外ヨリノ平和的獲得モ有望ナリト河合、有馬兩顧問官ニ
對スル回答ヲ繰返シ述ブ

南顧問官 一方ニ於テ日支事變ガ繼續シ一方ニ於テ日米戰爭ガ勃
發セバ日本ノ財政ハ如何ナルヤ大藏大臣ニ承リ度シ

河田大藏大臣 財政ガ窮乏ニナルコトハ勿論ナリ結局國民ノ貯蓄
ヲ増進シ政費節約ヲ圖ル他ナシ

南顧問官 次ニ日蘇關係ニ付度シ萬一日米戰爭ガ起リタル場合

外務省

(日本標準規格 B5)

蘇聯ハ恰モ歐洲戰爭前ニ英佛ト獨トヨリ引張風トナリタルガ如ク
日米兩國ヨリ提携ノ手ヲ差延スコトトナルベシト思ハル故ニ日米
關係ヲ考フルニハ先ヅ蘇聯トノ國交調整ヲ行ヒテ後此ノ條約ノ交
渉ヲ爲スコトハ出来ザリシモノナリヤ何故ニ蘇聯トノ交渉ヲ後進
シニシテ獨進ノ言分ニノミ從フモノナリヤ

松岡外務大臣 蘇聯トノ國交調整ニ付テハ前内閣時代ニ中立條約
ヲ提議セリ本大臣モ就任以來探リヲ入レテ見タルガ蘇側ハ前内閣
ノ提議ヲ受諾スル條件トシテ「ポーツマス」條約ノ再檢討、北極
太利權ノ回收等殆ンド拒否的ノ條件ヲ附シテ受諾ヲ回答シ來レム
ガ如キ有様ナリ依テ本大臣ハ蘇聯トノ國交調整ハ獨進ヲ利用スル
他ナシトノ結論ニ達シ本條約ニ對スル獨進側ノ提議ヲ受諾セル次

外務省

(日本標準規格 B5)

第ナリ

兩顧問官 米國ハ歐洲戰爭ニ参加セズト云フコトヲ「スターマー」
ハ外務大臣ニ申シタト云フコトナルモ大統領選舉後ハ如何ナルコ
トニナルヤモ知レズ中立法ヲ改正シテ極力英國ヲ援助スルコトニ
ナルヤモ幽ラレズ其ノ都合ハ米國ハ獨逸ヲ攻撃シタルモノトナル
ヤ否ヤ

松岡外務大臣 米國ノ指畫ガ攻撃トナルヤ否ヤハ其ノ時ノ狀勢ニ
依リ判斷スル他ナシ此ノ點ニ付テハ交渉中獨逸側ハ第三條ニ公然
ト又ハ陰密ニ (openly or covertly) 攻撃セラレタル云々ト云フコト
ニ致度シト申出タルニ對シ當方ヨリ陰密ニ攻撃スルトハ例ヘバ米
國ガ英國ニ幽逐艦ヲ讓渡スルガ如キコトヲモ含マルル惧アルニ依

(日本標準規格B5)

外務省

リ斯カル字句ハ削除シタシト主張シタル際先方ハ右字句ハ寧ロ日
本側ノ利益ノ爲ニ挿入スルモノニシテ例ヘバ米國艦隊ガ新嘉坡ニ
入港シタト云フガ如キ場合ヲ陰密ニ攻撃シタルモノト云フベク艦
逐艦讓渡ノ如キハ入ラスト説明シタル経緯モアリ

兩顧問官 獨逸側トノ結合ノ際ニ蘇聯ヲシテ援蔣政策ヲ拋棄セシ
ムル爲ニ盡カスルト云フコトニ付念ヲ押サレタリヤ

松岡外務大臣 此ノ點ハ本大臣トシテモ充分考慮シ居リ獨逸ヲシ
テ蘇聯ヲ通ジテ重慶ヲ和平ニ導カシムルコトヲ考ヘ居ルモノナル
ガ之ヲ過早ニ云ヒ出スコトハ獨逸ニ脚ヲ見ラレ百害アリテ一利
ナキ次第ナレバ最初八月初旬ニ「オット」大使ニ會見ノ際先方ヨ
リ斯カル趣旨ノ事ヲ申出シタル際モ日本ハ支那事變ハ獨力ニテ片

(日本標準規格B5)

外務省

附クル積リナリト申聞置キタル次第ナリ素ヨリ今後ハ本條約ヲ十
二分ニ活用シテ日蘇國交調整、支那事變收拾ノ促進ヲ圖ル覺悟ナ
リ

奈良顧問官 質問ナシ

荒木顧問官ヨリ軍ノ素質、體力、健康狀態殊ニ肺結核ノ豫防等ニ付
質問アリ陸海軍大臣ヨリ各四答ス

松井顧問官 質問ナシ

菅原顧問官 五ノ點ニ付質問致度シ(一)ハ外務大臣ハ先程秘密議定
書ト云フコトヲ申サレタルガ秘密議定書ヲ作成スルト云フ議ガア
リシヤ(二)ハ本條約ト日獨伊防共協定トノ關係如何(三)ハ本條約ハ三
國條約ナルガ獨伊ノ關係ハ種メテ緊密ナルヲ以テ條約ノ解釋等ニ

外務省

(日本標準規格B5)

付紛議ヲ生ジタル場合常ニ二對一トナル慎ナキヤ(四)ハ伊太利トノ
關係ニ付テハ何等文書ノ上ニ殘ス必要ナキヤ(五)ハ對米戰爭勃發シ
タル場合ノ軍事上ノ覺悟ニ付テハ先程説明アリタルモ最モ心配ナ
ルハ財政上ノ問題ナリ此ノ點ハ大藏大臣ニ於テモ充分ナル覺悟ア
リト存ズルガ如何

松岡外務大臣 (一)交渉中ニ秘密議定書作成ノ議出タルモ秘密議定
書ノ内容ハ日本側ノ要求ノミヲ入ルル片務的ノモノトナリ之ヲ完
全ニスル爲ニハ時日ヲ必要トスルノミナラズ伊太利ノ同意ヲモ取
付クル必要アリタルニ依リ秘密議定書ノ作成ヲ避ケ本大臣ト在京
獨逸大使トノ間ニ文書ヲ交換シテ秘密議定書ニ代フルコトナリ
タル次第ナリ(二)防共協定ハ其ノ備存置ス日本トシテハ防共ト云フ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

大方針ハ蘇聯トノ關係如何ニ拘ラズ之ヲ堅持シ行カザルベカラズト思考ス(白濁伊ノ關係ハ成程緊密ナルモ伊太利ノ日本ニ對スル感情ハ獨以上ノモノアルヲ以テ御心配無用ト思考ス(白濁)ニ文書ヲ要セザルモノト考フ伊太利大使ハ極メテ明白ニ伊太利政府ノ同意ヲ申出來レリ

河田大藏大臣 菅原顧問官ノ御質問ノ第五點ニ付テハ極力國民ノ負擔增加ヲ防グ被指量レ度キ所存ナリ

松浦顧問官 本條約ノ趣旨トスル所ハ日米關係ノ惡化ヲ防止スルニ在リ本官モ最モ之ヲ希望スル次第ナルヲ不幸ニシテ最惡ノ機會ガ起リタル時ニ處スベキ準備ハ之ヲ充分整ヘ置カレ度シ

溝邊顧問官 最惡ノ機會ニ於ケル國內情勢食糧問題等ニ付質問アリ

(日本標準規格B5)

外務省

企畫院總裁ヨリ四答ス

林顧問官 條約ノ主眼トスル點ハ對米關係ナルガ對蘇關係ハ此ノ際最モ慎重ニ考慮スル必要アリト存ズ外務大臣ノ御説明ニ依レバ對蘇關係ニ付樂觀的ノ考ヲ有シ居ラルルヤノ印象ヲ得タルガ本官ノ有スル情報ニ依レバ日蘇間竝ニ獨蘇間ノ關係ノ將來ニ付相當ニキ材料モアリ例ヘバ昨年獨蘇不可使條約ガ締結セラレタル際「スターリン」ガ共產黨員ニ與ヘタル訓示ノ内容ニ付自分ノ有スル確實ナル情報ニ依レバ「スターリン」ハ蘇聯ガ今度獨進ト提携シタルハ西歐赤化ノ一ノ手段ナリ又之ニ依リ決シテ東進政策ヲ拋棄シタルモノニアラス時期至ラバ積極的ニ出ル積リナリト述ベタル由ナルガ之等ノ點ニ付テハ外務大臣ハ如何御考ナリヤ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

松岡外務大臣 日蘇國交調整が爾ク容易ナリトハ自分モ考ヘ居ラズ唯獨逸ハ蘇聯ニ對シテ相當ノ壓力ヲ加ヘ得ルコトハ之ヲ認メザルベカラズ自分ノ有スル確實ナル情報ニ依レバ昨年蘇聯ガ何故ニ英佛ヲ離レテ獨逸ト提携スルニ至レリヤト云フニ其ノ動機ノ最も重要ナル一ハ「ヒトラー」ハ「スターリン」ニ對シテ若シ獨逸側ノ要求ガ容レラレザレバ獨逸ハ蘇聯ヲ攻撃スベシト申傳ヘタリト云フコトナリ之等ヨリ判斷シテ日蘇國交調整ニ獨逸ヲ斡旋セシムルコトハ相當有效ナリト考ヘ居レリ

深井顧問官 條約第三條ノ場合即チ日米戰爭ノ場合ニ獨逸ハ如何ナル軍事上ノ援助ヲ日本ニ與ヘ得ルヤ

松岡外務大臣 右ハ交渉ノ際ニモ論議セラレタルガ獨逸ハ第三條ノ

外務省

(日本標準規格B5)

事變發生以前ニ於テモ新兵器等ヲ日本ニ供給スベシト申シ居リ又日米戰爭勃發ノ場合ニハ大西洋方面ニ於テ米國ヲ牽制スルコトニナリ居レリ

東條陸軍大臣 蘇聯トノ敵解ノ下ニ優秀ナル軍用器材ノ供給ヲ受クルコトガ最も重要ナル援助ナリ

及川海軍大臣 大体陸軍ト同様ナリ

深井顧問官 蘇聯ニ對スル關係ニ於テ獨逸ガ蘇聯ヲ牽制スルトハ如何ナル意味ナリヤ斯カハ事ハ獨逸不可侵條約ニ正面ヨリ反スルモノニアラズヤ

東條陸軍大臣 條約上ハ其ノ通ナルガ實際ノ軍事上ノ動キヨリ云ヘバ獨逸ハ蘇聯ヲ牽制シ得ルモノナリ現ニ獨逸ハ對英作戰ヲ行ヒ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

ツツアハモ其ノ離軍ノ大部分ヲ機械化部隊ト共ニ國內ニ保有シ居
 リ之ガ軍事的ニハ蘇聯ヲ牽制シ居ル次第ナリ

深井顧問官 外務大臣ハ日獨間ノ相互信頼ト云フコトヲ申サレタ
 ルガ獨逸側ノ昨年ノ獨蘇不可侵條約締結ノ際ノ態度ハ不信ト云フ
 ノ外ナシ昨年九月阿部兼孫外相ガ本院ニ於テ外交經過ヲ説明シタ
 ル際當時ノ澤田外務次官ガ平沼内閣ニ於テ獨蘇協定ガ日獨防共協
 定ノ秘密協定ニ違反セシ點ヲ指摘シテ獨逸ニ對シ抗議ヲ提出セシ
 旨ヲ述べタル處右抗議ノ結果ハ如何ナリ居ルヤ

松岡外務大臣 本大臣ノ聞ク所ニ依レバ右抗議ガ果シテ先方ニ通
 ジ居ルヤ否ヤ疑ハシク恐ラク獨逸側ヨリハ何等ノ回答ナカリシモ
 ノト思考ス

(日本標準規格B5)

外務省

深井顧問官 對外國係ニハ感情ヲ交ヘルコトハ禁物ニシテ外交ハ
 飽ク迄現實的ニ行ハザルベカラズト思考スル處本條約ノ前文ニ萬
 邦ヲシテ各其ノ所ヲ得シムルトアルガ「ヒトラー」ノ常ニ云フ所
 ハ弱肉強食ハ自然ノ法則ナルカノ如キ感情ヲ與フルガ獨逸側ハ果
 シテ此ノ前文ノ趣旨ヲ正當ニ理解シ居ルヤ

松岡外務大臣 我外交ノ使命ハ公道ノ宣布ニ在リ利害得失ノミニ依
 リテ動クモノニアラス弱肉強食ノ如キ思想ハ斷ジテ之ヲ排撃スベ
 キモノト考フ

深井顧問官 日米戰爭ヲ不可避トスレバ此ノ際獨逸カ英米カ孰レ
 カニ外交ノ重點ヲ置カザルベカラズト云フコトハ理解出來ルモ本
 條約締結ノ結果ハ或ハ日米戰爭ヲ早メルコトトナルヤモ知レズ總

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

理大臣ハ最悪ノ場合ニ於ケル軍需品、一般物資ノ缺乏思想ノ悪化等ニ對慮シテ之ヲ切抜ケ得ル自信アリヤ否ヤ覺悟ヲ承リ度シ
近衛總理大臣 本條約ノ根本ノ考ヘ方ハ元ヨリ日米ノ衝突ヲ回避スルニ在リ然レ共下手ニ出レバ米國ヲツケ上ラセル丈ナルニ依リ
毅然タル態度ヲ示ス必要アリト思考ス萬一最悪ノ事態ヲ生ジタル場合ニハ政府ハ外交内政ヲ通ジテ非常ナル覺悟ヲ以テ施策セザルベカラズト考ヘ居レリ先日本大臣ガ參内本件ヲ上奏致シタル際
天皇陛下ニ於カセラレテモ非常ナル御決心ヲ有シ遊バサルコトヲ伺ヒ寔ニ恐懼感激ニ堪エズ本大臣トシテモ身命ヲ賭シテ本條約ノ遺憾ナキ運用ヲ期シ度シト考ヘ居レリ

二上顧問官

外交上、經濟上ニ付テハ大分質疑應答アリタルニ依

外務省

(日本標準規格B5)

リ自分ヨリハ條約其ノモノニ付疑問ノ點ヲ質シ度シ先形式ノ點ニ付テ茲ニ配布ノ書類ノ中何々ガ御諮詢ニナリ居ルヤ不明ナリ之等ノ文書ハ日本文ガ本文ナリヤ交換文書ノ方モ内容ヨリ見レバ國際約束ト思ハルルガ之ニ付テハ御諮詢ナキ次第ナリヤ
松岡外務大臣 御諮詢ニ相成リ居ルハ條約案ノミニシテ他ハ參考ナリ條約ノ本文ハ日本文、編造文及伊太利文トナル筈ナルモ蓋當リ英文ノモノニ署名スルコトトナリ居レリ
松本條約局長 附屬ノ交換文書ハ條約ト同様ノ效力ヲ有スル所關交換公文トハ内容竝ニ形式(例ヘバ番號ヲ附ス)ニ於テ異リ居リ所關國際約束トハ認メ難キモ條約ノ解釋及松岡大臣ト「オット」大使トノ意見ノ一致シタル點ヲ記載セルモノニシテ極メテ重要ナ

外務省

(日本標準規格B5)

ル文書ト認メテ参考トシテ上奏案ニ附屬セシメタル次第ナリ

二上顧問官 蓋當リ英文ニ署名スルト云フガ如キハ異例ニシテ新
 カル手續ガ許サレトハ思ハズ又交換文書ノ内容ハ國際約束ナル
 ヲ以テ之亦御諮詢ノ客体トスベキモノト思考ス

原 議 長 之等形式ノ問題ニ付テハ後列強國會ヲ開催スルコトト
 致度シ

(審査委員會終了後政府側通牒シ懇談會ヲ開キタル結果條約案文
 ノミヲ御諮詢ノ客体トスルコト竝ニ蓋當リ條約案日本文ノミヲ
 審議シ英文ニ署名シ後日日獨伊文トスリ代フハ點ハ默過スルコ
 トニ決定セル趣ナリ)

二上顧問官 條約第三條ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザ

(日本標準規格B5)

外務省

ルトアルハ不正確ナル旨現シ方ニテ歐洲戰爭又ハ日支紛争ノ雙方
 ニ參入シ居ラザル一國ガ攻撃シタル場合ニハ第三條ガ發動スル様
 ニモ取レハ其ノ點如何次ニ混合專門委員會トハ先程ノ外務大臣
 ノ説明ニ依レバ軍事ト經濟トノ混合ノ様ニモ取レタルガ之ハ三國
 ノ混合ノ意味ニアラズヤ更ニ第五條ト第三條トヲ合セ考ソルニ獨
 逸ハ蘇聯トノ間ニ不可侵條約ヲ有スルヲ以テ日本ガ蘇聯ヨリ攻撃
 ヲ受ケタル場合ニモ獨逸ハ蘇聯ヲ攻撃スルコト能ハズ之ニ反シテ
 獨逸ガ蘇聯ヨリ攻撃ヲ受ケタル場合ニハ日本ハ獨逸ヲ援助スル爲
 蘇聯ヲ攻撃セザルベカラズ從テ片務的ノ規定ナラズヤ

松岡外務大臣 二上顧問官ノ御質問ノ第一點ハ用語ノ問題ニテ實
 際ノ解釋上ハ異義ヲ生ズル餘地ナシト思考ス第二點ハ勿論三國ノ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

混合委員會ノ意味ナリ第三條ガ第五條ノ結果日本ニ片務的ナリト
ノ議論ハ本條ノ政治的意味ヲ没却シタルモノニシテ蘇聯ガ獨進ヲ
攻撃スルガ如キ場合ニハ獨蘇間ニ現存スル政治的状態ハ重大ナル
變革ヲ受クルモノニシテ斯カキ場合ニ日本ノ處スル道ハ本條ノ規
定ノ範圍外ナリト思考ス本條ノ趣旨ハ蓋當リ本條約ガ蘇聯ヲ目標
トシ居ラザルコトヲ明示シタルモノナリ

眞野顧問官 質問ナシ

大島顧問官 大東亞ノ範圍ニ付テハ何等カ話合アリシヤ

松岡外務大臣 勿論話合アリシコトハ本日午前中説明シタル通り

小幡顧問官 日本ガ日支事變ヲ解決シ居ラザル此ノ際ニ當テ歐洲

外務省

(H 本標準規格 B5)

戰爭ニ米國ガ參戰シタル場合ニ獨伊ヲ援助スル義務ヲ負フコトハ
極メテ重大ナル義務ヲ負フモノナルニ反シ日米ガ開戦スルト云フ
可能性ハ少シト思ハル依テ本條約ハ極メテ片務的ナルモノトナラ
ザルヤ

松岡外務大臣 米國ガ歐洲戰爭ニ參加スルヤ否ヤ又日米戰爭ガ勃

發スルヤ否ヤハ雙方五分五分ノ可能性アリト見テ蓋支ナシ依テ片
務的ノモノトハ思考セズ

竹越顧問官 本條約締結ノ結果最悪ノ場合ヲ生ジタルトキ獨進ハ

如何ナル援助ヲ日本ニ與ヘ得ルヤ又日本海軍ガ獨伊ヲ援助スル場
合ニハ如何ナル援助ヲ爲スヤ

松岡外務大臣 如何ナル援助ヲ與ヘ得ルヤ等ノ問題ハ混合委員會

外務省

(H 本標準規格 B5)

B-0059

ニテ充分研究セザルベカラズ
鈴木審査委員長 本條約ノ成立ト否トニ拘ラズ日米戦争ハ不可避
ト考フルニ依リ米國海軍ノ擴張ヲ充分監視シテ之ニ相應スル準備
ヲ慮ルベカラズ
及川海軍大臣 蓋當リ連戦即決テ米國ニ當レバ充分勝算アリ將來
ニ付テハ着々各般ノ擴張計畫ヲ目論ミ居ル次第ナリ
石井顧問官 交換文書ノ最後ノモノヲ見ルニ我委任統治下ノ南洋
群島ハ依然日本ノ屬地トスルモ之ニ對シ代價ヲ支拂フベキ旨記載
シアリ之ニ對スル松岡大臣ノ説明ニ依レバ「ヴェルサイユ」條約
ハ既ニ消滅シタルモノナルニ依リ南洋群島ハ日本ハ今尙軍事占領
ヲ繼續セルモノニシテ從テ日本ハ獨進ヨリ代價ヲ支拂ヒテ之ヲ讓

外務省

(日本標準規格 B5)

受クル必要アリトノコトナル處委任統治地域ハ「ヴェルサイユ」
條約ニ依テ五大國ニ讓渡セラレタルモノヲ日本ガ獲得シタルモノ
ト見ルベク既ニ日本ノ屬地ナリト解スルヲ以テ正シト自分ハ思考
スルニ依リ獨進大使ノ口頭宣言ニハ自分ハ贊意ヲ表シ兼ヌ尤モ本
問題ハ御諮詢外ノ問題ナルヲ以テ唯御參考迄ニ自分ノ意見ヲ述ブ
ルニ止メ置キタシ
松岡外務大臣 立博士等有力ナル國際法學者ノ意見ハ委任統治ハ
領土ノ讓渡ニ非ズト爲シ居レルガ故ニ法理論ヲ別トシテ實際政治
ノ問題トシテハ一應獨進ヨリ何等カノ方法ニテ制讓ヲ受クル方可
ナリト云フコトガ自分ノ三年以來ノ考ナリ聞ク所ニ依レバ三年位
前ニ日本海軍ヨリ在柏林ノ海軍武官ヲ通ジテ獨進ニ對シ一定ノ代

外務省

(日本標準規格 B5)

B-0059

債ノ下ニ割譲方申出タル事ナリ

石井顧問官 本問題ニ付テハ立博士トモ意見ヲ交換シタルコトアリ立博士ノ意見モ委任統治ガ領土ノ割譲ニアラスト云フ丈テ獨逸ガ五大國ニ譲渡シタル點ニ付テハ學ナキ様思考ス從テ今更日本ガ獨逸ヨリ代債ヲ支拂ヒテ割譲ヲ受クルガ如キハ本官ノ同意シ難キ所ナリ

三土顧問官 今朝來ノ質疑應答ヲ聞イテ居レバ米國トノ戰爭トナリタル場合ノコトヲ主トシテ論議セラレ居ル様ナルモ本條約締結後直ニ米國ノ我國ニ對スル經濟壓迫ハ一層加重セラルルモノト思考ス其ノ場合ニ於ケル我國民生活ノ問題ハ重大ナル問題ナリト思ハルル處之ニ付テハ充分ナル用意出來居レリヤ又日本人ハ兎角此

(日本標準規格B5)

外務省

ノ種ノ條約ガ出來ルト獨逸カブレトナリ反米運動等ヲ試ムルモノ出テ來ル惧アリ斯カハ點ハ嚴ニ取締リ頂キタシ
星野全畫院總裁 國民生活ノ問題ハ政府トシテ最モ關心ヲ有シ居リ之ガ對策ニ付テハ萬遺憾ナキヲ期シタシ
近衛内閣總理大臣 排米運動ヲ取締ルコトハ極メテ同意ナレバ嚴重實施致シタシト存ス

午後七時三十分政府側退場

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

別紙甲号

日獨伊三國條約締結ニ關スル件 (近衛總理大臣御書簡
委員會議上ノ挨拶文案)

御承知ノ通り支那事變ハ未ダ解決セザルニ當リ、近來米國ノ我國ニ對スル態度ハ相當強硬ヲ加ヘテ居リマスガ米國ノ態度ガ硬化スルニ違レマシテ重慶政府其ノ他日本ニ敵意ヲ有スル各國政府ノ態度ニモ影響シ我國ノ國際的地位ハ益々困難トナリ前途誠ニ憂慮ニ堪ヘザル次第デアリマス。此ノ難局ヲ打開致シマス爲ニハ我國ノ國際的立場ヲ強化スルコトガ必要デアリマスガ其ノ方法ハ現在ノ環境ニ於テ我方ト利益ノ一致スル國家トノ提携ヲ強化スルコト以外ニハナイト思ヒマス。然ルニ獨伊ハ米國ノ參戰ヲ防止スルコトヲ希望シ、我國ハ米國トノ危機同進ヲ希望スル點ニ於テ利害ノ一致ヲ見テ居ルノデア

(日本標準規格B5)

外務省

リマス。依テ政府ハ組織以來慎重此ノ方向ニ向ツテ努力ヲ續ケテ來タノデアリマスガ、最近ニ至リ遂ニ御手許ニ差上ゲマシタルガ如キ條約案ニ依リ我國ガ今次歐洲戰爭ニ參加スルコトナクシテ右兩國トノ提携ヲ強化シ得ルノ機運ニ違シマシタノデ右ニ基キ兩國ト條約締結方御裁可ヲ仰ギ度イト存ジテ居リマス。而シテ本案件ハ國ヨリ平和ヲ目的トスルモノデアリマスガ最悪ノ事變ノ發生ヲモ覺悟スル必要ガアリマスノデ我國運ノ消長ニ關スル未曾有ノ重大案件ト申スベキデアリマス。依ツテ極メテ慎重ニ審議ヲ盡シ御決定ヲ仰ギ度イト考ヘ居リマス次第デアリマス。本案件ノ本日起ノ經過位ニ獨、伊兩國トノ間ニ締結セントスル條約案ニ付キマシテハ之ヨリ外務大臣ヨリ詳細説明致シマス。

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

後藤の概要



樞密院本會議議事概要

九月二十六日午後九時四十五分開會

宮中東溜ノ間ニ於テ

出席者

金子順問官及田中順問官ヲ除ク全顧問官出席

全閣僚出席

説明員ハ審査委員會ト同様

天皇陛下九時四十五分出御

原議長開會ヲ宣ス

鈴木副議長審査委員長トシテ委員會ノ経過ヲ報告シ本條約締結ニ件
ヲ政府ノ施策方全ヲ期スルコト對英米關係ニ於テ適用ノ利便ヲ避ク

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

ルコト等ノ希望ヲ附加シタル審査報告ヲ朗讀ス

石井顧問官

本案ニ賛成ナルモ近代ノ同盟ハ古代ノ同盟トハ異リ利害關係ノ結合ニ過ギザルモノナリ歴史ノ教フル所ニ依レバ同盟國間ノ關係ハ願ル雖シキモノナリ殊ニ獨逸ハ最モ惡キ同盟國ニシテ獨逸ト同盟ヲ結ビタル國ハ凡テ不慮ノ災難ヲ被リ居レリ「ビスマルク」ハ實テ同盟ニハ常ニ騎馬武者ト驚馬トアリト云ヘリ事實獨逸方同盟國タル土、埃ヲ過スルコト恰モ騎馬武者ガ驚馬ヲ操ルガ如ク彼等ノ獨立性ハ完全ニ失ハレタリ或ハ「ナチス」ハ帝國獨逸トハ異ルト云フ論ヲ爲スモノモアルランモ「ヒトラー」モ國際條約ヲ以テ一片ノ紙片ト見居ルコトハ昨年八月日獨逸ニ防共協定アルニ拘ラ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

極秘

1

別紙乙号

ズ獨蘇不可侵條約ヲ結ビタルコトニ依リテモ解ル運ナリ
 次ニ伊太利ハ如何伊太利ハ「マキアベリ」ヲ生ミタル國ニシテ
 獨逸ト同盟ヲ結ンデ之ヲ無視シタル獨逸以上ノ強者ナリ今度此ノ
 獨伊兩國ト同盟ヲ結ブ次第ナルヲ以テ條約ノ運用ニ付テハ充分心
 セザルベカラズト思考ス然レ共今日ノ日獨伊ノ如ク利害關係ノ全
 ク一致セル國ハ古今東西ヲ通ジテ稀ニシテ此ノ三國ガ結合スルコ
 トハ蓋シ自然ノ勢ト云フベク此ノ見地ヨリ本條約ノ締結ハ國策ト
 シテ當ヲ得タルモノト思考ス唯之ガ運用ニハ充分注意スル必要ア
 ルベシ

ナリ

外務省

(日本標準規格B5)

日獨伊三國條約締結ニ關スル外務大臣説明案

九月二十六日 外務院 院務 院令

甲、經過

本大臣ハ七月下旬、現内閣ガ成立致シマシテ以來、獨伊トノ政治
 的提携ヲ強化シタイト思ヒマシタガ、當時、獨逸ハ佛蘭西ヲ席捲
 シ、英本國ノ如キモ、旬日ヲ出デズシテ、容易ニ征服シ得ルト云
 ファウナ氣勢デゴザリマシテ、獨逸ニ於ケル、我國トノ提携熱ハ
 一般ニ極メテ低カツタノデアリマス。然シナガラ獨伊ハ、今英本
 國ヲ屈服サスコトガ出來マシテモ、其ノ後ニ於テ、英帝國全部ノ
 崩壊戰ハ事シカク容易デハゴザリマセヌ上ニ、更ニ米國ト英帝國
 ノ殘存勢力トガ結合シテ出來ルトコロノアングロ・サクソン王國

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

ソノトモトモ
先づ結成
者ニシテ
本國
社
ヲ

又ハプロツクトモ云フベキモノト今次ノ戦争ニ依ツテ強大ヲ加ヘタルソ聯邦ト云フ二大勢力ト對抗シナケレバナラヌコトハ明瞭デアリマス。其ノ場合地理的ニ惠マレタ地位ヲ占メ且世界無比ノ國體ノ下ニ優秀ナル民族ヲ持ツ我國ノ力ハ偉大ナルモノガアリマスノミナラズ、現在ト雖モ或意味ニ於キマシテ皇國ハ實ニ世界ノ天秤ヲ左ニデモ右ニデモ上下サス丈ノ力ヲ持ツテ居ルト云フノガ不肖本大臣ノ抱ケル見透シト見解デアリマス。而シテ此ノ事位ハヒトラ―總統及少クトモ其ノ周圍ノ者ダケハ認識シテ居ルデアラウト想像シマシタ、否ソノ容子が多少窺ハレタノデゴザリマス。彼等ハ當時ニ於テモ我國トノ提携ニ相當ノ熱意ヲ持ツテ居タヤウデアリマス。根本ニカヤウナル考ヲ持ツテ居リマシタガ故ニ私ハ諸

外務省

(日本標準規格 B5)

般ノ情況上一應ハ急ギタイト云フ心持ノ中ニモ固ヨリ下手ニ出ル要モナク、又已ムヲ得ナケレバ英本國屈服後トナツテモカマワヌ、若シサウナツタナラバ、愈々以テ緩ツクリト構エヤウト決意致シテ居ツタノデアリマス。何レニ致シマシテモ、當時焦ルト見ラレルヤウナ手ヲ我方カラ出シマスルコトハ外交上禁物デアツタノデゴザリマス。

我が獨自ノ立場ヲ堅持シ、必ズシモ獨伊ト結ブノ要ナシ、若シソレガ我國ノ存立ト使命遂行上、必要又ハ便利デアルナラバ、米ト結び、或ハ英ヲ救フコトヲモ敢ヘテ辭セヌト云フ姿勢サヘ示シテカカラナケレバナラヌト信ジタノデアリマス。ソレカラ、何ヨリモ先ヅ獨伊始メ世界ニ向ツテ本件ニ關シ斥候戰ヲ始メナケレバナ

外務省

(日本標準規格 B5)

ラナカツタノデアリマス。本大臣ハ就任前後ヨリ遲滯ナク之ヲ開
 始シ、少シク容子が知レマシタノデ、一步ヲ進メ本大臣ハ八月一
 日オツト大使ヲ御茶ニ招キテ、樞軸強化ガ我朝野ヲ通ジテノ傾向
 ナルハ貴大使モ御承知ノ通りデアルガ、ソレガ物ニナルニハマダ
 マダ容易デハナイ、廟議モ未ダ具体的ニ確定シテハ居ナイト云フ
 趣旨ヲ告ゲマシタ上、支那事變ハ日本獨力ニテ其内片付ケル考デ
 アルカラ、別ニ獨逸ニ於テ意ヲ煩ハサレナイデヨロシイト申述ベ
 マシテ、一應大使ノ仲介セントスル口吻ヲ押へ、我建國以來傳統
 タル八紘一字ノ大理想ヲ實現セントスル決意ノ眞劍ナル事ト、先
 ヅ之ヲ大東亞共榮圈内ニ於テ試ミントスルモノナル旨ヲ説キ、次
 デ、タトヘ英本國ガ間モナク屈スルトモ、ソレハ大英帝國崩壞ノ

(日本標準規格 B5)

外務省

ホシノ初マリナルニ止マリ、決シテ終ニアラザル所以ヲ申開ケ
 大使モ同様ノ事ヲ自ラ進ンデ申シテ居リマシタ。右二ツノ大局的
 觀點ヨリシテ、獨モ亦日本トノ提携ノ可否ヲ決スベキデアルト結
 論シ(一)大東亞圈ニ對スル前述ノ日本ノ理想實現ニ付獨逸ハ如何ナ
 ル態度ヲ執ルカ、如何ナル事ヲ以テ日本ヲ助ケ得ルカ又助ケル考
 ナルカ、又コノ圈内ニ於テ獨逸ハ何ヲ求ムルカ、(二)日ソ關係ニ就
 キ獨逸ハ如何ニ考フルカ、又何ヲナシ得ルカ、(三)日米關係ニ就キ
 如何ニ考フルカ又何ヲナシ得ルカトテ、以上三項ニ關スル本大臣
 ノ質問ヲ至急ヒトラ一總統トリツペンツロツフ外相ニ架電シテ、
 其返事ヲ得ラレタシト告ゲマシタ。

(日本標準規格 B5)

外務省

本大臣ハ就任前後ヨリ遲滯ナク之ヲ開
 始シ、少シク容子が知レマシタノデ、一步ヲ進メ本大臣ハ八月一
 日オツト大使ヲ御茶ニ招キテ、樞軸強化ガ我朝野ヲ通ジテノ傾向
 ナルハ貴大使モ御承知ノ通りデアルガ、ソレガ物ニナルニハマダ
 マダ容易デハナイ、廟議モ未ダ具体的ニ確定シテハ居ナイト云フ
 趣旨ヲ告ゲマシタ上、支那事變ハ日本獨力ニテ其内片付ケル考デ
 アルカラ、別ニ獨逸ニ於テ意ヲ煩ハサレナイデヨロシイト申述ベ
 マシテ、一應大使ノ仲介セントスル口吻ヲ押へ、我建國以來傳統
 タル八紘一字ノ大理想ヲ實現セントスル決意ノ眞劍ナル事ト、先
 ヅ之ヲ大東亞共榮圈内ニ於テ試ミントスルモノナル旨ヲ説キ、次
 デ、タトヘ英本國ガ間モナク屈スルトモ、ソレハ大英帝國崩壞ノ

B-0059

八月廿七日
 伊藤外相
 外務省
 八月廿七日
 伊藤外相
 外務省

私モ亦容易ニソノ返事ハ來ナイデアラウト豫想シマシタトコロ、
 果シテ來マセンデシタ。私ハ態ト催促セズニ放ツテ置キマシタ。
 然ルニ、リッペンツロツプ外相ハ其東洋問題ニ關スル懐刀デア
 ト言ハレテ居リマスル、ハイソリツヒ・スターマー總領事ヲ公使
 ニ昇任セシメタ上、八月二十三日ベルリン出發、急遽モスコ
 經テ、本邦ニ送ツタノデアリマス。同公使ハ九月七日朝東京ニ着
 キマシタノデアリマスガ、本大臣ハ別ニ急イデ會ヒタイ態度ハ示
 サナカツタノデアリマス。トコロガ九日先方ヨリ會見ヲ申出デマ
 シタノデ、人目ヲ避クル爲同日私ノ私邸デ、同公使及オツト大使
 ト會見致シマシタ。ソレカラ十日二度目ノ會見ヲ遂ゲ九月十一日
 三度目ノ會見ニ於テ一案ヲ得、更ニ兩國間ニ意見ヲ交換シタル結

(日本標準規格 B5)

外務省

九月十九日伊藤外相
 外務省
 九月十九日伊藤外相
 外務省

果條約案ノ要綱ヲ作成致シマシテ爾後更ニ右要綱ニ基イテ交渉ヲ
 進メ今般條約案ノ妥結ニ達シタ次第デ御座イマス。

乙、條約案ノ説明

前文ニ付テハ別ニ御説明スル必要ハナカラウカト存ジマスルガ我
 建國ノ御詔書ノ中ニアリマスル八絃一字、即チ總テノ國民、民族
 ガ各其ノ所ヲ得ルト云フ^大精神ニ基キ余程辭句ヲ練ツタモノデ御
 座イマス
 第一條ニ日本ハ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ對スル獨伊ノ指導的地
 位ヲ認メ且之ヲ尊重ストアリマスガ、當方デハ當初アフリカニ於
 ケル新秩序建設ヲ先方ガ持出スカト思ツタノデゴザリマスガ、先
 方ガ之ヲ持チ出サナカツタカラ、單ニ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ

(日本標準規格 B5)

外務省

對スル地位承認ニ限ツタ次第デアリマス。
 第二條ノ「大東亞ニ於ケル新秩序建設」ト云フ「大東亞」ノ意味ハ只今ノトコロ佛印、タイ國、ビルマ、海峽植民地、蘭印ヨリニ
 ニューギニヤ、ニューカレドニア等ヲ含ムオセアニアノ島嶼ヲ含ム
 意味デアリマシテ、此ノコトハ此際ノ事デモゴザリマスシ、ソレ
 ニ東亞ノ形勢如何ト世界情勢ノ推移ニヨリ漸次其範圍ニ變更ノア
 リマスコトト豫想サレルコトデモゴザリマスノデ、先方ヘハ態ト
 大綱ミニ話シ、濠洲トニュージールランド及其以南ハ今ノ處進入ラ
 ヌガ、時ト共ニ自然範圍ハ擴ガルナラン、ト申聞ケ、印度ニハ曾
 及ヲ避ケマシタ。先方モ別ニ細カクハ尋ネズシテ本大臣ノ所述ニ
 同意ノ意ヲ表シマシタ。

外務省

(H 本標準規格 B5)

是ニ對シ獨逸ハ右區域ニ於ケル日本ノ政治的指導權ハ認ムルガ、
 經濟的ノ通商、企業、原料取得ト云フガ如キコトニ就テハ日本ニ
 於テモ出來得ル限り便宜ヲ與ヘテ貰ヒタイト申シテ居ルノデアリ
 マス。日本側モ亦同地域ノ經濟的開發ニハ大ニ獨伊ノ協力ヲ得ン
 コトヲ期待スルモノデアルト應酬シテ置キマシタ。
 第三條ノ中「現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ
 依リ攻撃セラレタルトキハ云々」ノ一國ト申スノハ暗ニ米國ヲ主
 トシテ指シタノデアリマシテ、其ノ一國ニ依リ攻撃セラレタル場
 合ニハ自動的ニ參戰義務ガ發スル次第デアリマシテ、則チ我國ハ
 獨伊ト米國ヲ對照トスル軍事同盟ニ遁入ルノデアリマス。
 第四條ハ本條約實施ノ爲日獨伊三國委員ヨリ成ル混合專門委員會

外務省

(H 本標準規格 B5)

又云、按、文中
 「現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ依リ攻撃セラレタルトキハ云々」
 「獨伊ト米國ヲ對照トスル軍事同盟ニ遁入ルノデアリマス」
 等語、是れ、
 本條約ノ本質ヲ示スルニ當リ、
 日本ノ對米國ノ態度ヲ明カニ示シ、
 米國ノ對日本ノ態度ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ利害關係ヲ明カニ示シ、
 兩國ノ協同合作ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同利益ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同責任ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同義務ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同權利ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同利益ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同責任ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同義務ヲ明カニ示スルニ當リ、
 兩國ノ共同權利ヲ明カニ示スルニ當リ、

又、本条の目的は、
蘇聯の侵襲に
對して、英米の
防衛力を増進
せしめ、歐洲の
平和を維持す
るに在り。
（リットン）

丙、結 言

ヲ遲滯ナク開催スベキ旨ヲ規定シテ居リマス。
第五條ハ本條約ガ蘇聯ニ向ケラレタルモノニ非ザルコトヲ規定シ
タモノデアリマス、ガ、實ハソ聯ハ獨伊對英佛戰ニハ參加シテ居
ナイ建前トナツテ居ルノデ、或ハ第三條ノ所謂「一國」ニ相當ス
ルモノデハアルマイカトノ疑惑ヲ生ズル虞モアリマスシ、旁々日
獨伊ガ世界新秩序ヲ造ル上ニ於テ蘇聯ヲ敵ニ廻ス懸念ノナイコト
ヲ明カニシ、特ニ獨逸ト蘇聯トノ間ニポーランド始メ、歐洲ニ於
ケル現在ノ取極又ハ見解若クハ或種ノ事態ヲ存セル、ソノ事實ニ
些カモ影響スル所ノナイコトヲ明カニシテ、蘇聯ヲ安心サセ、之
ニ依リ米蘇ノ接近ヲ防グノ目的ニ資シヤウトスル趣旨デアリマス。

外 務 省

(日本標準規格 B5)

外 務 省

今回ノ對獨交渉ノ基礎ハ平沼内閣時代ノ夫レト全く異ツテ居リマ
ス。即チ獨逸側モ日本ノ歐洲戰爭參加ノ必要ナシト宣明シテ居ル
次第デアリマシテ、獨逸ハ米國ノ參戰ヲ、日本ハ日米衝突ヲ、回
避スル事ヲ共通目的トシタノデアリマス。從テ皇國政府ガ從來採
ツテ來マシタ不介入ノ方針ハ、將來本條約ニヨリ影響セラレルコ
トアルベシト云フ豫想付ニテ、一應ハ繼續セラレル次第デアリマ
ス。
米國ハ「カナダ」トノ共同防衛ヲ決定スルヤ、間モナク、日米間
ノ些細ナ問題ニ迄、殆ンド堪へ難イト思ヘルガ如キ態度ヲ以テ臨
ンデ來マシタノデ、本大臣ハ已ムナク此程嚴肅ニ米大統領及國務
長官ノ反省ヲ促シダヤウナ次第デアリマス。

外 務 省

(日本標準規格 B5)

最近ノ動キニ就キ洞察シマスルニ、米國ハ太平洋及ビ南洋方面ニ
 亘リテ、已ニ施シ若クハ現ニ施シツツアル軍事施設ニ加フルニ此
 ノ際飛躍的ニ且取急イデ濠洲、新西蘭、印度、ビルマ其ノ他ノ南
 方ニ於ケル英領ノ必要地點ニ、有力ナル軍事根據地ヲ獲得シ、以
 テ日本包圍ノ陣形ヲ整ヘントシテ居ルノデハアルマイカト、カナ
 ダトノ前述共同防衛ニ關スル協定成立ガ報セラレマシタル時、本
 大臣ハ已ニ想像シタノデゴザリマスガ、^{其後向て}果然英帝國及ビ濠
 洲政府ト米國トノ間ニ、協議進行中ノ旨ノ、可ナリ信ズルニ足ル
 ト想ハルル、新聞報道サヘ傳ヘラルルニ至ツタノデアリマス。又
 段々ト支那事變ニテ日本ガ消耗戰ニ惱ンデ、國力が著シク減殺セ
 ラレタト見テ恫喝的言辭ヲ弄スルノデハアルマイカト想像セラル

(日本標準規格 B5)

外務省

ル廉モゴザリマスガ、ソノ理由ノ那邊ニ在ルニセヨ、日米國交ハ
 最早禮讓又ハ親善希求等ノ態度ヲ以テ改善スルノ餘地ハ殆ンドナ
 イト思ハレマスノミナラズ、却ツテ悪化サス丈ノ事デハアルマイ
 カト懸念セラルル有様ニナツテ參リマシタ。若シ幾分ニテモ之ヲ
 改善シ又ハ此ノ上ノ悪化ヲ防グ手段アリトスレバ唯毅然タル態度
 ヲ採ルト云フ事シカ、此ノ際ノ措置トシテハ、殘ツテ居ナイト存
 ジマス。苟モ然リトスレバ、ソノ毅然タル態度ヲ強ムル爲ニ一國
 ニテモ多クノ國ト堅ク提携シ、且ソノ事實ヲ一日ニテモ、速ニ中
 外ニ宣明周知セシムルコトニ依リテ、米國ニ對抗スル事ガ、外交
 上喫緊事デアルト信ズルノデアリマス。然シ本大臣ハカカル措置
 ノ反響乃至效果ヲ注視シツツ尙米トノ國交ヲ轉換スルノ機會ハ、

(日本標準規格 B5)

外務省

秘

別紙乙子

別紙乙子

甲、経過

日獨伊三國條約締結ニ關スル外務大臣説明案

本大臣ハ七月下旬、現内閣ガ成立致シマシテ以來、獨伊トノ政治的提携ヲ強化シタイト思ヒマシタガ、當時、獨逸ハ佛蘭西ヲ席捲シ、英本國ノ如キモ、旬日ヲ出デズシテ、容易ニ征服シ得ルト云フヤウナ氣勢デゴザリマシテ、獨逸ニ於ケル、我國トノ提携熱ハ一般ニ極メテ低カツタノデアリマス。然シナガラ獨伊ハ、今英本國ヲ屈服サスコトガ出来マシテモ、其ノ後ニ於テ、英帝國全部ノ崩壊ハ事シカク容易デハゴザリマセヌ上ニ、更ニ米國ト英帝國ノ残存勢力トガ結合シテ出来ルトコロノアングロ・サクソン王國

外務省

(日本標準規格B5)

之ヲ見逃サナイ用意ヲ常ニ怠ラナイ覺悟デゴザリマス、唯ソレニシテモ、一應ハ非常ナ堅イ決心ヲ以テ毅然對抗ノ態度ヲ、中外ニ向ツテ一點疑ヒヲ容ルル餘地ノナイマデニ、明確ニ示サナケレバナリマセヌ。此ノ點ハ本條約締結ニ伴フ最重要ナル點デアリマスカラ、最後ニ之ヲ反覆シテ置キマス。

外務省

(日本標準規格B5)

又ハプロツクトモ云フベキモノト今次ノ戦争ニ依ツテ強大ヲ加ヘタルソ聯邦ト云フ二大勢力ト對抗シナケレバナラヌコトハ明瞭デアリマス。其ノ場合地理的ニ惠マレタ地位ヲ占メ且世界無比ノ國體ノ下ニ優秀ナル民族ヲ持ツ我國ノ力ハ偉大ナルモノガアリマスノミナラズ、現在ト雖モ或意味ニ於キマシテ皇國ハ實ニ世界ノ天秤ヲ左ニデモ右ニデモ上下サス丈ノ力ヲ持ツテ居ルト云フノガ不肖本大臣ノ抱ケル見透シト見解デアリマス。ソウカト申シマシテモ總理大臣ノ云ハレタ様ニ日本國際情勢ハ極メテ困難ナノデアリマス。而シテ此ノ事位ハヒトラ―總統及少クトモ其ノ周圍ノ者ダケハ認識シテ居ルデアラウト想像シマシタ、否ソノ容子が多少變ハレタノデゴザリマス。彼等ハ當時ニ於テモ我國トノ提携ニ相當

(日本標準規格 B5)

外務省

ノ熱意ヲ持ツテ居タヤウデアリマス。根本ニカヤウナル考ヲ持ツテ居リマシタガ故ニ私ハ諸般ノ情況上一應ハ急ギタイト云フ心持ノ中ニモ固ヨリ下手ニ出ル要モナク、又已ムヲ得ナケレバ英本國屈服後トナツテモカマワヌ、若シサウナツタナラバ、愈々以テ優ツクリト構エヤウト決意致シテ居ツタノデアリマス。何レニ致シマシテモ、當時焦ルト見ラレルヤウナ手ヲ我方カラ出シマスルコトハ外交上禁物デアツタノデゴザリマス。我が獨自ノ立場ヲ堅持シ、必ズシモ獨伊ト結ブノ要ナシ、若シソレガ我國ノ存立ト使命遂行上、必要又ハ便利デアルナラバ、米ト結び、或ハ英ヲ救フコトヲモ敢ヘテ辭セヌト云フ姿勢サヘ示シテカカラナケレバナラヌト信ジタノデアリマス。ソレカラ、何ヨリ

(日本標準規格 B5)

外務省

B-0059

モ先ヅ獨伊始メ世界ニ向ツテ本件ニ關シ斥候戰ヲ始メナケレバナ
ラナカツタノデアリマス。本大臣ハ就任前後ヨリ遲滞ナク之ヲ開
始シ、少シク容子ガ知レマシタノデ、一步ヲ進メ本大臣ハ八月一
日オツト大使ヲ御茶ニ招キテ、樞軸強化ガ我朝野ヲ通ジテノ傾向
ナルハ貴大使モ御承知ノ通りデアルガ、ソレガ物ニナルニハマダ
マダ容易デハナイ、廟議モ未ダ具体的ニ確定シテハ居ナイト云フ
趣旨ヲ告ゲマシタ上、支那事變ハ日本獨力ニテ其内片付ケル考デ
アルカラ、別ニ獨逸ニ於テ意ヲ煩ハサレナイデヨロシイト申述ベ
マシテ、一應大使ノ仲介セントスル口吻ヲ押へ、我建國以來傳統
タル八紘一字ノ大理想ヲ實現セントスル決意ノ眞劍ナル事ト、先
ヅ之ヲ大東亞共榮圈内ニ於テ試ミントスルモノナル旨ヲ説キ、次

(日本標準規格B5)

外務省

デ、タトヘ英本國ガ間モナク屈スルトモ、ソレハ大英帝國崩壊ノ
ホシノ初マリナルニ止マリ、決シテ終ニアラザル所以ヲ申聞ケル
大使モ同様ノ事ヲ自ラ進シテ申シテ居リマシター右二ツノ大局的
觀點ヨリシテ、獨モ亦日本トノ提携ノ可否ヲ決スベキデアルト結
論シ(一)大東亞圈ニ對スル前途ノ日本ノ理想實現ニ付獨逸ハ如何ナ
ル態度ヲ執ルカ、如何ナル事ヲ以テ日本ヲ助ケ得ルカ又助ケル考
ナルカ、又コノ圈内ニ於テ獨逸ハ何ヲ求ムルカ、(二)日ソ關係ニ就
キ獨逸ハ如何ニ考フルカ、又何ヲナシ得ルカ、(三)日米關係ニ就キ
如何ニ考フルカ又何ヲナシ得ルカトテ、以上三項ニ關スル本大臣
ノ質問ヲ至急ヒトラー總統トリッペンツロツプ外相ニ架電シテ、
其返事ヲ得ラレタシト告ゲマシタ。其ノ際自分ハ大使ニ太平洋開

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

題ノ重要性ヲ述べ日本ガ争フカ否カニ人類ノ將來ガカカツテ居ル
コトヲ説イタノデアリマス。オット大使ハ獨逸ハ米國ノ参戰ヲ希
望セズ戰後ハ米國トノ關係改善ニ努メ度イト思フト申シテ居リマ
シタ。

右ニ對スル返事ハ容易ナラズトシテ、獨大使ハ進ツテ居リマシテ、
私モ亦容易ニソノ返事ハ來ナイデアラウト豫想シマシタトコロ、
果シテ來マセンデシタ。(尙八月十七日在京伊太利大使ヲ招致致
シマシテオットニ對スルト同様ノ質問ヲ發シテ置キマシタ。一私
ハ態ト催促セズニ放ツテ置キマシタ。然ルニ、リッペンツロップ
外相ハ其東洋問題ニ關スル懷刀デアルト言ハレテ居リマスル、ハ
インリッヒ・スターマー總領事ヲ公使ニ昇任セシメタ上、八月二

(日本標準規格B5)

外務省

十三日ベルリン出發、急遽モスコワヲ經テ、本邦ニ送ツタノデア
リマス。同公使ハ九月七日朝東京ニ着キマシタノデアリマスガ、
本大臣ハ別ニ急イテ會ヒタイ態度ハ示サナカッタノデアリマス。
トコロカ九日先方ヨリ會見ヲ申出デマシタノデ、人目ヲ避クル爲
同日私ノ私邸デ、同公使及オット大使ト會見致シマシタ。ソレカ
ラ十日二度目ノ會見ヲ遂ゲ九月十一日三度目ノ會見ニ於テ一案ヲ
得、更ニ兩國間ニ意見ヲ交換シタル結果條約案ノ要綱ヲ作成致シ
マシテ九月十九日御前會議ヲ開イテ決定ヲ仰ギ爾後更ニ右要綱ニ
基イテ交渉ヲ進メ今般條約案ノ妥結ニ進シタ次第ヲ御座イマス。

乙、條約案ノ説明

前文ニ付テハ別ニ御説明スル必要ハナカラウカト存ジマスルガ我

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

他國ノ御圖書ノ中ニアリマスルハ一紙一字、即チ他國ノ國民、民族ガ各其ノ所ヲ得ルト云フ大精神ニ基キ余程辭句ヲ練ツタモノデ御座イマス。

第一條ニ日本ハ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ對スル獨伊ノ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ストアリマスガ、當方デハ當初アフリカニ於ケル新秩序建設ヲ先方ガ持出スカト思ツタノデゴザリマスガ、先方ガ之ヲ持チ出サナカツタカラ、單ニ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ對スル地位承認ニ限ツタ次第デアリマス。

第二條ノ「大東亞ニ於ケル新秩序建設」ト云フ「大東亞」ノ意味ハ只今ノトコロ佛印、タイ、ビルマ、海峽植民地、蘭印ヨリニユーギニヤ、ニューカレドニア等ヲ含ムオセアニアノ島嶼ヲ含ム

(日本標準規格B5)

外務省

意味デアリマシテ、此ノコトハ此際ノ事デモゴザリマスシ、ソレニ東亞ノ形勢如何ト世界情勢ノ推移ニヨリ漸次其範圍ニ變更ノアリマスコトト豫想サレルコトデモゴザリマスノデ、先方ヘハ懸ト大拙ミニ話シ、濠洲トニュージラランド及其以南ハ今ノ處道入ラヌガ、時ト共ニ自然範圍ハ擴ガルナラン、ト申聞ケ、印度ニハ暫及ヲ避ケマシタ。先方モ別ニ細カクハ尋ネズシテ本大臣ノ所述ニ同意ノ意ヲ表シマシタ。

是ニ對シ獨逸ハ右區域ニ於ケル日本ノ政治的指導權ハ認ムルガ、經濟的ノ通商、企業、原料取得ト云フガ如キコトニ就テハ日本ニ於テモ出來得ル限り便宜ヲ與ヘテ實ヒタイト申シテ居ルノデアリマス。日本側モ亦同地域ノ經濟的開發ニハ大ニ獨伊ノ協力ヲ得ン

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

コトヲ期待スルモノデアルト應酬シテ置キマシタ。
第三條ノ中一現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ依リ攻撃セラレタルトキハ云々一ノ一國ト申スノハ暗ニ米國ヲ主トシテ指シタノデアリマシテ、其ノ一國ニ依リ攻撃セラレタル場合ニハ自働的ニ參戰義務ガ發スル次第デアリマシテ、則チ我國ハ獨伊ト米國ヲ對峙トスル軍事同盟ニ遣入ルノデアリマス。又交換文書中ニ攻撃ヲ受ケタカドウカハ三國間チ協議シタ上デ決メルコトニナツテ居リ、參戰義務ガ發生シタカドウカハ自主的ニ決定スル様ニナツテ居リマス。
第四條ハ本條約實施ノ爲日獨伊三國委員ヨリ成ル混合專門委員會ヲ選擧ナク開催スベキ旨ヲ規定シテ居リマス。之等ノ委員會ハ本

外務省

(日本標準規格B5)

條約實施ノ軍事的、經濟的方法ヲ講究スル次第デアリマス。
第五條ハ本條約ガ蘇聯ニ向ケラレタルモノニ非ザルコトヲ規定シタモノデアリマス、ガ、實ハソ聯ハ獨伊對英佛戰ニハ參加シテ居ナイ建前トナツテ居ルノデ、或ハ第三條ノ所謂「一國」ニ相當スルモノチハアルマイカトノ疑惑ヲ生ズル虞モアリマスシ、旁々日獨伊ガ世界新秩序ヲ造ル上ニ於テ蘇聯ヲ敵ニ廻ス懸念ノナイコトヲ明カニシ、特ニ獨逸ト蘇聯トノ間ニポーランド始メ、歐洲ニ於ケル現在ノ取極又ハ見解若クハ或種ノ事態ヲ存セル、ソノ事實ニ些カモ影響スル所ノナイコトヲ明カニシテ、蘇聯ヲ安心サセ、之ニ依リ米蘇ノ接近ヲ防グノ目的ニ資シヤウトスル趣旨デアリマス。

外務省

(日本標準規格B5)

B-0059

今四ノ對獨交渉ノ基礎ハ平沼内閣時代ノ夫レト益ク異ツテ居リマ
ス。即チ獨逸側モ日本ノ歐洲戰爭参加ノ必要ナシト聲明シテ居ル
次第デアリマシテ、獨逸ハ米國ノ參戰ヲ、日本ハ日米衝突ヲ、四
避スル事ヲ共通目的トシタノデアリマス。從テ皇國政府ガ從來採
ツテ來マシタ不介入ノ方針ハ、將來本條約ニヨリ影響セラレルコ
トアルベシト云フ算^豫想付ニテ、一應ハ繼續セラレル次第デアリマ
ス。

米國ハ「カナダ」トノ共同防衛ヲ決定スルヤ、間モナク、日米間
ノ些細ナ問題ニ迄、殆ンド堪ヘ難イト思ヘルガ如キ態度ヲ以テ臨
ンデ來マシタノデ、本大臣ハ已ムナク此程嚴肅ニ米大統領及國務
長官ノ反省ヲ促シタヤウナ次第デアリマス。

(日本標準規格B5)

外務省

最近ノ動キニ就キ洞察シマスルニ、米國ハ太平洋及ビ南洋方面ニ
亘リテ、已ニ施シ若クハ現ニ施シツツアル軍事施設ニ加フルニ此
ノ際飛躍的ニ且取愈イテ濠洲、新西蘭、印度、ビルマ其ノ他ノ南
方ニ於ケル英領ノ必要地點ニ、有力ナル軍事根據地ヲ獲得シ、以
テ日本包圍ノ陣形ヲ整ヘントシテ居ルノデアアルマイカト、カナ
ダトノ前述共同防衛ニ關スル協定成立ガ報セラレマシタル時、本
大臣ハ已ニ想像シタノデゴザリマスガ、其後間モナク果然英帝國
及ビ濠洲政府ト米國トノ間ニ、協議進行中ノ旨ノ、可ナリ信ズル
ニ足ルト想ハルル、新聞報道サヘ傳ヘラルルニ至ツタノデアリマ
ス。又段々ト支那事變ニテ日本ガ消耗戰ニ惱ンデ、國力ガ著シク
減殺セラレタト見テ恫喝的言辭ヲ弄スルノデアアルマイカト想像

(日本標準規格B5)

外務省

B-0059

セラルル廉モゴザリマスガ、ソノ理由ノ那邊ニ在ルニセヨ、日米
剛交ハ最早禮讓又ハ親善希求等ノ態度ヲ以テ改善スルノ餘地ハ殆
ンドナイト思ハレマスノミナラズ、却ツテ悪化サス丈ノ事デアハ
ルマイカト懸念セラルル有様ニナツテ参リマシタ。若シ幾分ニテ
モ之ヲ改善シ又ハ此ノ上ノ悪化ヲ防グ手段アリトスレバ唯然タ
ル態度ヲ採ルト云フ事シカ、此ノ際ノ措置トシテハ、残ツテ居ナ
イト存ジマス。苟モ然リトスレバ、ソノ毅然タル態度ヲ強ムル爲
ニ一國ニテモ多クノ國ト堅ク提携シ、且ソノ事實ヲ一日ニテモ、
速ニ中外ニ宣明周知セシムルコトニ依リテ、米國ニ對抗スル事ガ、
外交上喫緊事デアルト信ズルノデアリマス。然シ本大臣ハカカル
措置ノ反響乃至效果ヲ注視シツツ尙米トノ國交ヲ轉換スルノ機會

(日本標準規格B5)

外務省

ハ、之ヲ見逃サナイ用意ヲ常ニ怠ラナイ覺悟デゴザリマス、唯ソ
レニシテモ、一應ハ非常ナ懸イ決心ヲ以テ毅然對抗ノ態度ヲ、中
外ニ向ツテ一點疑ヒヲ容ルル餘地ノナイマデニ、明確ニ示サナケ
レバナリマセヌ。此ノ點ハ本條約締結ニ伴フ最重要ナル點デアリ
マスカラ、最後ニ之ヲ反覆シテ置キマス。

(日本標準規格B5)

外務省


B-0059

極秘

昭和十五年九月二十六日 24

三國條約秘密院審查委員會編纂

軍務局長

配布先 外務省条約局長 
軍令部第一部長

海軍

B-0059

和
研

三國條約樞密院審查委員會摘記

英法全集十三行野紙 (本田納)

九月二十六日 於宮中 (自午前十時半至午後七時半)
樞密院側 議長、副議長、顧問官全員
政府側 首相、外陸海相、企画院總裁
(軍務局長身記)

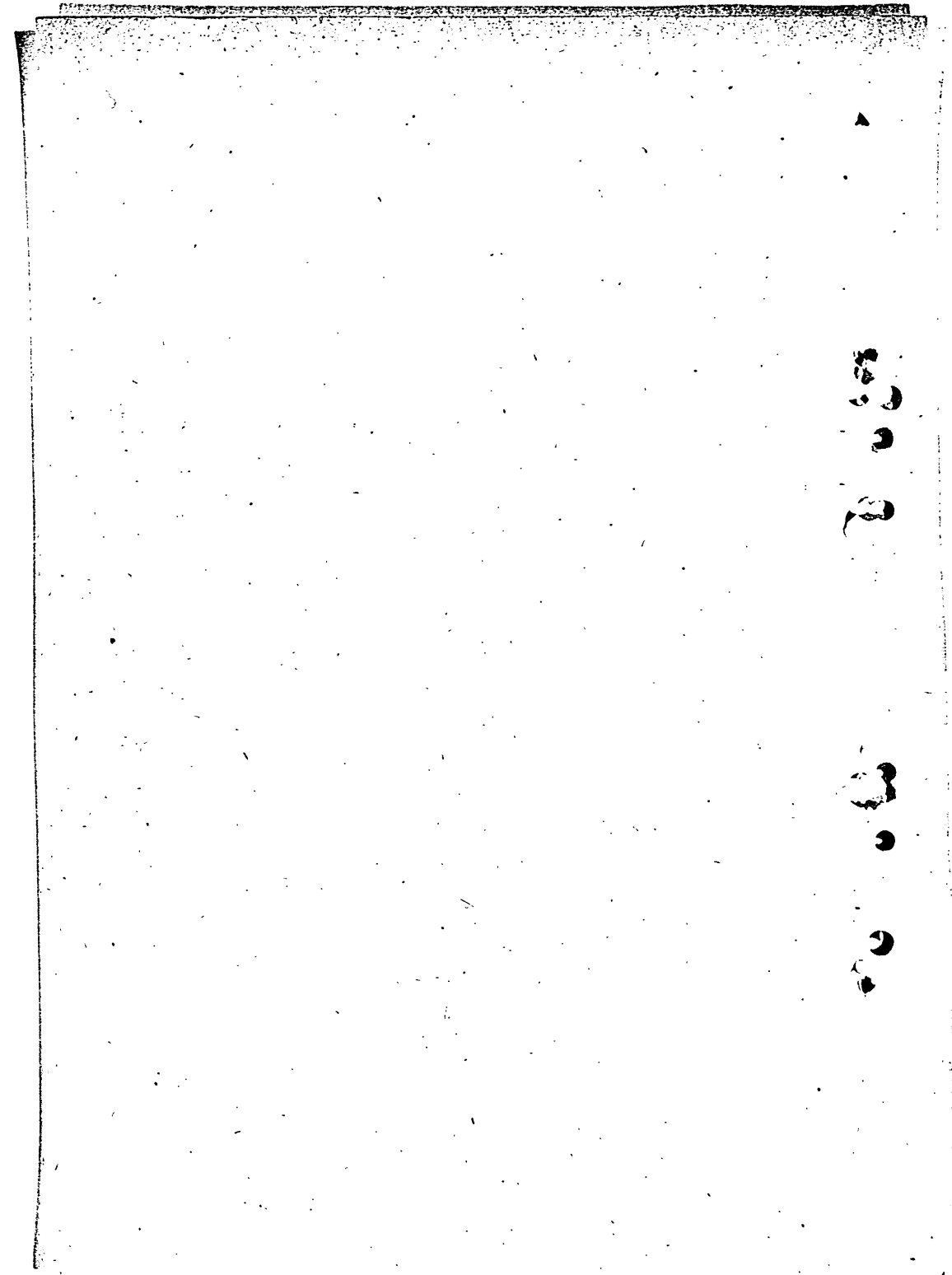
議事

鈴木副議長主催
樞密院幹事條約文朗讀
總理挨拶
外相説明 (別紙)
其、中補足シタル点

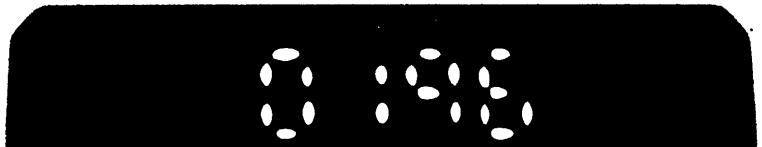
海軍

一人類ノ展ヲ支配スルハ日米關係ナリ暴風力
晴天カ此ノニ大勢力ノ態度ニ在リ、獨逸ニ
何ヲ為シテ賞イ度イカハ敵ヲ向ハナイガHitler
等ニ此ノ考ハヨク頭ニ入レテ賞フ、日米ノ関
係ハ益惡化スベシ、米國ニ在ルニ今五百万ノ独
人、三百万ノ擧化独人ノ勢力ハ中々大キイ
ニ「攻撃セラレタルヤ否」ハ三國協議シテ決定ス
之ガ決定ヲ見バ條約上自働的ニ参戦トナル
当併シ其ノ武力行使ノ時機方法等ハ更ニ研
究ス、伊國ハ独ガ開戦シタルトキ直ニ開戦ハ
セザリキ
如上日本ノ態度ハ「スターマー」トノ間ニ詰合シテ

B-0059



B-0059 |



英機全集十三行野紙(本田納)

(河合)

本條約ハ以前ヨリ希望シアリシコトニテ寧ッ
遜カリシト思ツタ、ニ三質問ス

(一)伊國トノ關係如何

(外)昨日初メテ挨拶セリ先方ハヨクワカツテ
居ル、日本トノ關係ハ独ニマカセテ居ツタ

事實伊國關係ノ部面少シ

(二)米ノ参戦ハナキモ、ト思フモ萬一ノ最悪ニ對
シ軍部大臣ヨリ何等ヒケハ取ラナイト云フ

(陸)對米戰ハ陸軍トシテ兵力使用ハ一部ノミ
ニ限ラズ海軍トシテ亦ハ必要ナル

海軍

ナルヲ以テ懸念ナシ

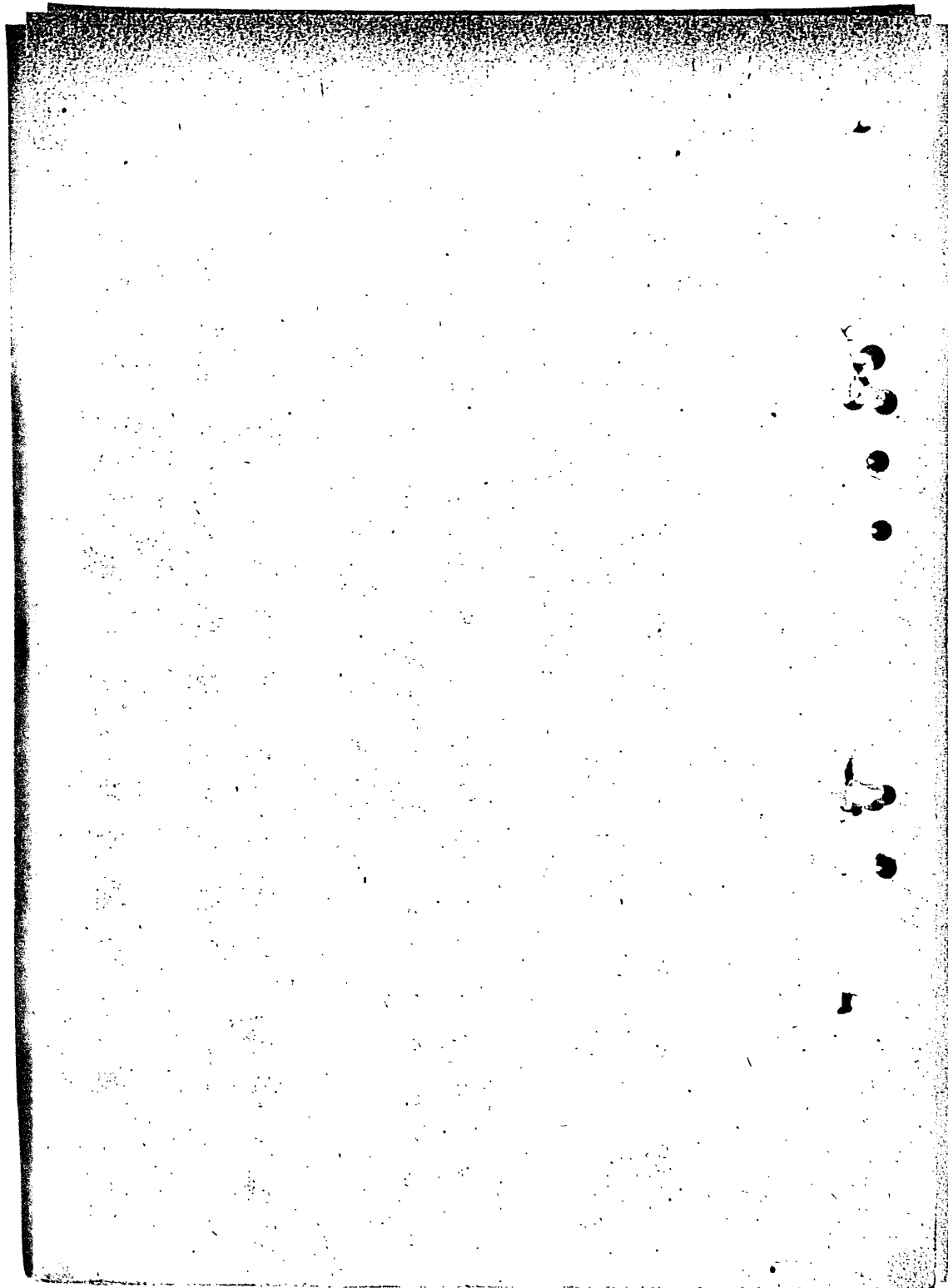
但シ對蘇對支ヲ考フルヲ要ス、蘇トノ國
交調整出來レバ對蘇準備ハ樂ニナル

蘇ノ態度ハ牽制上頗ル有利ナリ、支那事
變ハ如何ナル形態ニテ裁ハルルカハ別ト

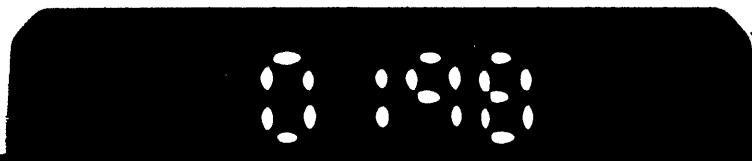
シ早ク其ノ處理ヲマシ度イ

(海)只今艦艇ハ大体完備シテ居ル

但シ對米長期戰トアレバ米ノ砲大々準備
擴充ニ對懸スル我海軍々備、軍需品ノ整備
等將米相當ニ困難ヲ予想スルモ之ハドウ
シテモ國力ヲ擧ゲテ時難克服ノ要スアル
ヲ以テ夫々關係各部ニ協議中ナリ



B-0059



(三) 物資、軍需品ハ如何、米國ヨリ輸入出来ナクナル
場合我國ノ持久力如何

(企) 期間ヲ明示スルコトハ困難ナリ
数年前ヨリ自給自足態勢ニナル操努力カシ
来リシ之今日萬全ノ状態デナイ
重要ナル國防物資ノ輸入ハ二億大億ナルガ
其ノ中千九億ハ英米ヨリ仰イテ居ル併シ
之ハ急速輸入ノ為デ一方カラ云フトソレダケ
我國防力充實トナル
鐵ハ五百二十万噸計画ガ四百万噸トナリ
軍需ニ百四十万噸、外二百六十万噸
石油ハ日給支ニナキ故南印、北樺太ニテ確保

海軍

ヲ要ス、之ガ為ニモ對蘇國支調整ヲ要ス

(四) 軍部ニ於ケル石油ノ状況如何

(海) 相當期間ノ貯油アリ

(陸) 御慈念ノ期間ハ耐久ニ得、長期戦トナレバ
困難ヲ伴フ特ニ航空機油、機械油ニ於テ
然リ

(六) 石油) 無條件参戦ナリヤ

(外) 独大使トノ交換公文書ニ依リ「攻撃セラレタ
リヤ否ヤ」ハ三締約國間ノ協議ニ依ルト云フ

コトニナシアリ、先方ハ当然ナリト云ツタ
ガ念ノ為者キアリ
之ヲ認定セバ参戦ノ義務ヲ生ズ但シ何時
如何ナル方法ニテ参戦スルカハ自主的ニ
持守リ協議シテ決定ス

(二)「直ニ」ト云フ字ガナイカラマアヨカシ
混合専門委員会ハ軍事の専門委員会ト思フ
ガ軍事的、経済的トノ説明ガアツタガ如何

(外)軍事委員会ハ三ヶ所ニ置イタガヨイ併シ経済
委員会ハ一ヶ所デヨイト思フガ之カラ相談シ
テ決定ス、又之ハ軍事委員会ノ一部ト見ルコ
トモ出来ル

海軍

(三)单独媾和セズトノ條項ナキハ如何
之ガ無イカラ欠陥トハ云ハヌガ併シ独仔ハ勦
スレバ同盟ノ義務ヲ急リ勝ナリ

(外)先方ハ之ニ触レナイ、第ニ避クル態度ナリ
本條約ハ元々戦争防止ノ條約ナル故媾和
トカ休戦トカノ條項ナキヲ可トス、之アルコ
トハ戦争目的ノ同盟トナル恐アリ
尚媾和休戦等ハ当然ノコトナル故一旦開
戦トナレバ其ノ時結合シテ宜シイ

④右ニ同意ナリ第一條ノ「歐洲ノ新秩序建設」トハ何ヲ云フカ日本ノ之ニ對スル義務ハ分明ナラズ

(外)ハ歐一字萬邦ヲシテ其ノ處ヲ得シムルヲ恒久平和ノ基礎トス之ガ新建設ナリ

三(有馬)

本條約ニ依リ日米戦争ノ起ルヲ避ケ度イ然シ日米戦ハ宿命的ノ様ニ思フ一方米海軍ハ益軍備擴充スルヲ以テ等々今日開戦スルカ日米ニ有利ト思フ惟心配ナノハ石油ナリ先ニ海軍大臣ノ語エアツタガ一年二年デ戦争

海軍

ハ終ラナイ野油ハ長ク續カヌ、人造石油ノ見透如何

(海)人造石油ハ漸ク緒ニ付イタノミ北極大、南印ヨリ入レル様施策中、但シ之ニ相當困難ナリ、唯開戦ト云フニ直ニ決戦トモナルマイ總テモ併セ考フル積ナリ

①「イソクタン」油如何

(海)専門研究機關ヲ設ケ海軍自体ニテ精製ス重油ト併行的ニ考慮中、大丈夫トハ申サレヌガ米國ヨリ入ラナリトモ相當準備可能ナリ

三(一)

第三條ニ蘇ヲ含ムマ、
「スターマール」ト蘇トノ間
ニ如何程ノ話合アリシヤ

(外)第三條ニハ蘇ヲ含ムモ第五條ニテ緩和シアリ
「スターマール」ハ蘇ト話合ハシテ居ラヌト云ツタ
ガ恐ラク何カ話シテアルト想像ス「モスコ」
ニテ東郷大使ト話シタ点ト伯林ニ於ケル
「リッペン」末極間ノ話合ヲ比較スルトソコニ
何カ蘇ニ話シタ様ニ結論付ケラレル

(二)米蘇關係如何

(外)當然アリソウナルガ確證ナシ

海軍

四(石塚)

独トノ過去ノ關係ヲ見ルニ独ハ信用シ得ザル
点多アリ今更ハ充分彼ニ誠意ヲ要望スル
必要アリ

五(清水)

署名ト共ニ効力ヲ發スト云フガ批准トノ關係如何
重慶ニ独人技師、兵器輸入トノ事實アリト
云フ如何
委任統治領ヲ日本ニセルトキノ代償トハ何カ
(外)御裁可ニ依リ署名ヲ以テ効力ヲ生ゼシメ批准

ヲ不要トス
独ハ「ベルサイユ」條約ヲ認メヌト云フ見地ナリ
故ニ永遠ニ禍根ヲ残サヌ様一應独逸ニ
送還シソレヲ日本ガ譲リ受ケルト云フ
形式ナリ

六(南)

伊國ノ誰ガ承認シタカ

(外)九月二十五日伊大使来リ祝辞ヲ述ベタリ
「ソツペン」ヨリハ四日前ニ伊承認ノ電アリタリ

(四)九月十九日ノ御前會議ノトキハ伊國ハ参加シ
アラザリシト思フ

海軍

(外)本御前會議ハ此ノ要綱ニテ交渉ヲ致シ度イ
ト云フコトヲ御願申上ゲ御許ヲ得タノデ
此ノ御許ヲ得ザレバ政府ノミテ採入リスルコ
トハ出来ナイ
尚伊國ハ独逸ニマカユテ居ル

(三)伊國ノ予メ内訌ヲ得タリシハ確信ナ
歐洲ハ地理的ニ割然トシテルガ大東亞ハ明瞭
ヲ欠クカ如何

(外)記録ニ残シアリ

(四)日英間ニ武力衝突ナシト新ジ得ズ之ガ萬々

アリ得ナイト云フ論據如何

(外) 独ハ早ク戦争ヲ止メタイ希望ヲ有シ日本
ニ同様ニ考フ、併シ大東亞ニテ日英衝突セ
ズト断言ハ出来ナイ、独ニソレハ了承シアリ
唯独ハ一方的ナル故アル約束ヲ好ンテ居ラヌ

(五) 今回ノ條約ノ提議ハ何レヨリ發動セシヤ
(外) 独ヨリ提議シ我之ニ應ジタルモノナリ

(六) 提議以前ニ何カ結合アリシヤ
(外) 八月一日「オット」大使ヲ招致セル際種々質問
ヲ發シタルノミ

海軍

(七) 独逸ハ何ノ目的ノ為ニ此ノ提議ヲ發セルヤ
巷間傳フル所ニ依レバ英独長期作戰トナリ米
國ノ参戰トナル恐アリテ日本ヲ引込ミタリト
云フ、
米國ハ目下選挙戦ニテ不介入ノ態度ヲトリ
居ルニ選挙後ハ参戰ノ恐アリト思フ

(外) 半面ノ理由アリト思フ併シソレガ全部ニハ非ズ
何十算ノ承イ眼ヲ見ネバナラヌ前文ニ「長期
ニ互ル一致スニキ理念」ヲ表シアリ
「スターモ」ハ米國ハ歐洲ニ對シ参戰ノ危険ナシ
併シ却テ日本ニ對シ挑戰ノ危険アリト申セリ

英海軍十三行詳報 (本田納)

英設全業十三行野紙 (全田結)

(八) 米ヲ牽制スル勅示アリ併シ日英ノ惡化ハ
 蓋シ對米惡化トナル、独ト米ノ接近ニ考(シル
 「ヒットラー」ノ言ニ「正直」ハ政策ニ入レナイト果シ
 テ独ニ不信ナキヤ

(外) 予ノ意見ヲ以テスレバ三年内ニハ必ス日米戦争
 ガ起ル可能性ガアル故ニ之ヲ極力避ケ度イ
 一方「ヒットラー」ガ命令ヲ下セバ左米独ト人ヲ勤カシ
 日米戦ヲ惹起セシムルコトガ容易デアル故ニ之
 フ逆用シ日米衝突ヲ喰止メテスル

(九) 歐洲戦ヲ早ク片附ケ度イ、併シ之ハ希望ニ過
 ナイ、支那事變ニ不機大トカ早ク処理シ様トカ
 希望ヲ持ツテ居ルガソノ様ニ違バヌ前者ニ付
 外相ニ何カ確信アリヤ

海軍

(外) 明結ハナシ得ナイ努力善処シ度イ云フ意ナリ
 之ヲ為サンニハ独ト堅ク結ビ國交調整ヲ急
 グニアリ、独ト結バヌトキ恐ルルハ英独結ソ
 テ歐洲聯盟ヲ作り其ノ力ヲ南洋ヲ管理セ
 ントスルコトナリ

(一〇) 物資ハ直下ハヨイトシテ長期戦ニ心配ナリ
 石油特ニ然リ、平時民間ダケテ五百万噸ヲ要スト
 聞ク

B-0059

英機全集十三行野紙 (本田納)

(企) 官需、民需ハ解ルガ軍需ハ企画院ニハツカラス
目下航空機發油ニカヲ注ギツツアリ、消費
規正スルト共ニ國內生産ヲ為シ海外ヨリモ
ドレルダケトル

(二) 理解出来ヌ、戦時ハ平時ノ三倍ヲ要ス、平時五百萬
噸トシテ戦時ハ千五百萬噸ヲ要ス國內生産ハ
三千万噸人造石油ハ如何歟ニテハ三百万噸ト
云フ様大ヨリハ二千三百万噸位ト思フ蘭印ハ全
部デ六百萬噸併シ之ハ飛行機用ニハテラヌ
コソ見ルト計算ガタ、ヌ

海軍

(陸) 對米戰ハ陸軍トシテ一部ノ兵力ヲ使用スルノミ

蘇ガ獨中ニ殺ズレバ支那ニ居ル軍隊ヲ滿洲
ニ移ス外ナシ
油ハ陸軍トシテモ弱點ナリ自信ガ充分ナイ
ガ全カヲ注イデマル併シ油ノ有無ガ本條約ノ
總テデハナイ、死中死ヲ求メンノミ
支那事變ノ解決、南方施策等デ困難ヲ充
服スル

(企) 石油問題ハ困難デ政府ノ憂慮甚ニ在リ
之ガ為ニハ對蘇國交調整ニ依ル北樺大解決
人造石油生産擴充等努メル、併シ無論近キ
將來石油ノ心配解消セリト云フ日ハ来テイ

(三) 糧秣多敷支那ニ派遣シアリト思フ之ハ日米戰

ノ場合使用出来ヌ

(海) 支那ニ居ルノハ主トシテ河川用ノ小型ノモ
ノナリ、太平洋上ニ使用ハ出来ヌ
油ハ量約ニハ甲エヌガ長期ハ困難ナルガ半
年トカ一年トカ云フ短期ノモノデモナイ
無論國支調整デ減ルベク多量輸入シ得ル程シ
度イ

(二三) 補安心ス、併シ北群大ハ多クハ望ムレヌ
次ニ予算ハ三億ガ今日百億ニナツタガ財政
ノ見透如何、国力ノ持續如何
(括) 財政窮乏トナルハ免レヌ

海軍

財源トシテハ公債(國民貯蓄)租税(國民所得)
ニテ百ニ億ハ大又夫デ此ノ数年ハ進ニ得ル
最悪ノ場合三億位トナレバ他ノ行政費ヲ
節約シ之ニ充ツル

(二四) 日蘇國支調整ガ出来タ後此ノ條約ガ成立スルヲ
可トシタラン、蘇ノ尙背ハ重視ノ要アリ
(外) 日蘇國支調整ヲ努メアルモ現在ハ殆ント拒
絶的田答ヲ蘇ヨリ得アリ、独蘇ノ關係ハ
深キヲ以テ独ヲ利用シテコト初メテ蘇
トノ調整ガ出来ル

(二五) 米國ハ恐ラク選舉後甲五法ヲ改正シ自國能

美談全集十三行集紙(本田鈞)

ニテ物資ヲ英國ニ送ルベシ之ガ第三條ノ「参入」ト
ナラザルマ

(外) 其ノ時ノ事情ヲ決定ス「攻撃」ニハ公然ト
隠密トアリ例ヘバ米國ガ豫洲「エージランド」
ト共同防衛ヲ約定シ「シンガポール」ニ米艦隊ヲ
入レル、之ハ公然ノ攻撃デハナイガ隠密ノ攻撃
ナリト「スターマー」ハ中セリ一方独ニ對シテハ米國
ハ加奈陀ト共同防衛シ艦隊ヲ賣ルガ攻撃
デハナイ「スターマー」答フ
要スルニ本條約ハ戦争ノ防止ニ在リ故ニ現ニ行
ハレテ居ルコトヲ攻撃ナリト認定セヌ又少シ
露骨ニナリテモ努メラ鬼ヲ格リヲスル

海軍

(一六) 蘇ヲシテ援蔣ヲ止メシメナイカ

(外) 独大使ハ日支ノ和平辨論ヲマリ度イト云フ
之點新ツタガ實ハワザトマツタノテ之ガ出来
ルナラ大ニ社ノ力ニ借リ度イ

七(奈良) 特ニナシ

(副議長) 御諮リシマスガ實ハ本日午ニ御前會議ヲ
終了スル事定テスガ成ル可ク皇復ナキ様
貨問セラレ午迄六時頃ニハ各員會ヲ終リ
度イ

八(荒木) 日英又ハ日米戦争ノ場合軍人ノ胸部疾患
相當アリト云フガ戦力上如何

(陸) 國民体力向上ニ努ム、厚生省ト連絡シツツアリ

目下相当アルノハ、戦地勤務ノ過勞ニ在リ

(海) 胸部疾患ノ多クナツタリハ、早期診定ノ為

以前ニハ病人ニシナイヲ病人ニスルコトニ在リ

併シソレダケ大事ニ至ラズシテ決~~復~~スルコト

トナル

工員ノ体力向上ニモ充分注意ス

尚胸部疾患ニ對シテハ、強泉病院ヲ完備シ

療養ノ途ヲ講ジツツアリ

九(菅原) 秘密議定書アリマ、何ヲ除外セル傾向アリ

防共協定トノ關係如何

對米穀ノ軍事上ノ覺悟ハヨイトシテ財政上心配ナ

海軍

キマ

(外) 三國間ノ秘密議定書ノ案モ出タガ取止メトナレリ

防共協定ハ依然存続ス但シ防共觀念ト離レ

蘇トノ國交調整ハマシ

三國仲間割レタルトキハ本條約ノ終トナル

(蘇) 對米穀トナレバ、戦後膨脹シ國民ノ負担ヲ

増スベシ、充分國內体制ヲ整フルコトニ依リ

克復ス

(二〇) 松浦) 本條約ハ日本戰ヲ防グニ在ルガ萬一ニ備フル

要アリ、太平洋海デマツテルノニ北方デモ衝突ス

ルコトナルハ日本トシテ甚困難ナリ、北ヲ收メ

ル即チ對蘇國交調整ニハ充分力ヲ注ク様

切望ス

二(潮) 最悪ニ至ランデモ國情悪化ス國策ガ之ヲ
行クト云フナラ國民ニ新覺悟ヲ促ス要アリ
支那事變初ツテ四年國民ハ疲勞ヲ感ジアリ
其ノ際ニ衆シホガ活躍ス而シテ夫ハ今迄ノ
様ナ思表的ナ人物デアリ新シキ青年層ニ存ス
國民士氣ノ作興生活必需品ノ確保ガ必要ナリ

(企) 物動針面ニ考慮シテ、食糧、衣糧品、水産業
中小農工業ニ有利ノ地位ヲ與フ
米ニ関シテハ管理、消費、外米輸入等考慮シ
アリ、木炭又然リ

海軍

(陸) 七月二十六日ノ基本國策要綱ニ國防國家、國
民生活ニ関シ策定シアリ

三(蘇) 蘇國關係如何
(外) 北極大石油ニ對スル勞働者「モット」ノ瑣説ニ依
ルトキハ好否相半ス
蘇ハ何故ニ英佛ト協定セズ独ト結ビタルヤ
原ノ有スル確實ナル情報ニ依レバ「スターリン」
ハ「ヒットラー」ニ強要サレタト云フ、独ヲ恐レテ
居ル限リハ日蘇國交調整可能性アリ
支那事變ニ對スル和平仲介又然リ
自分ハ身ヲ以テ蘇ニ策定マント決心シアリ

支那全誌十三行原紙(本田稿)

B-0059

美談(第十三行) (本田納)

一三(深井)

(一) 第三條ノ軍事的援助ニ関シ独ヨリ何ヲ期待スルヤ

(外) 兵器類始メ人造^{ゴム}ノ如キ工業又然リ

大西洋ニ於ケル脅威ニ無言ノ援助ナリ言質

ハトツテ為ル

(陸) 兵器ヲ得ルコトハ日本ニ非常ナ援助トアル

但シ蘇ノ了解ナクシテハ運搬出来メ

(二) 独ガ蘇ヲ牽制スト云フガ如何

(陸) 独ハ目下對英戦ニ全カヲ注グニ独蘇國境ニ

兵力ヲ配置シテアリ之ガ相當ノ牽制トナル

即チ蘇ノ兵力ハ此處ニ配置サレル

海軍

(三) 過般ノ独蘇協定締結ノ際帝國ガ抗議セリト云フ

が結果如何

(外) 抗議ハ独政府ニ提出セラレタリト考ヘラレズ

(四) 経費ノ全部ヲ軍備ニ向けラレルカ

(陸) 最大限向けタイガ全部トハイカヌ

(五) 信頼感情ヲ一方ニ偏向サセテハイカヌ

國際關係ハ相互信頼ニアルガ利害關係ガ常

ニ存スルヲ考フベシ

條約前文ノ萬邦其ノ處ヲ得シムトアルガトヒトラシ

ハ民族中心ニテ他ヲ犧牲ニスル弱肉強食ノ

思想アリ之ガ天地ノ公道カノ如ク云フ不妄ナヤ

(外) 利害得失ノミデ勅イテハイカヌ道義外交ノ要アリ皇道宣布ハ余ノ念願ナリ、愚論理想論ニ促ハラテハイカヌガ前文ハ独トシテ全幅的ニ認メタトハ思ハヌガ少クモ此ノ帝國ノ國是ヲ認メシメタノハ外交史上之ヲ以テ初メテト思フ

(六) 總理ニ質問ス、日米戦ハ不可避ナラトスル前提トスルニ於テハソレデヨイガ併シ英米ト争ヲ握ル余地モアルニアラズヤ
独側ヨリモ極メテ有利ナル條約ナルガ日本ニハ必ズシモ然ラズトモ考フ、歐洲戦終了後日米戦アレバ独ハ全力援助出来ルガ今日ハ強ント援助ヲ期

海軍

シ得ズ軍事資材、國民性海上ノ物資、民心不安等之等ヲ切り抜ケル自信アリヤ
(外) 何モズニ推移スルモ三年内ニ日米戦不可避ナリ、故ニ之ヲ防止スルニ努ム、少クモ日本ニ有利ナル時機迄延シタイ本條約ヲ急イダノモコ、ニ在リ
米國ニ對シテ媾和シテハ行結ムル結局支那ヨリ退却セバ争ヲ推ルコトハ出来タ南方問題又無リ
躊躇シテル間ニ遠巻トナリ脅威ザレル本條約ハ日米戦ヲ避クルニ在ルガ一時ハ非常ニ悪化スルハ已ムヲ得ナイ、併シ此ノ際輕便ナル排英米ハ絶対ニ禁止ス

要スルニ教然タル態度が第一ナリ
 (總理) 本條約ノ根本ノ考ハ日米ノ衝突回邊ニ在リ
 ソコデ親善ノ身ヲ行クカ又ハ教然タル態度
 テユクカ前者ハ絶望ナル故後者ヲトレリ
 但シ之ハ希望ニテ事實ハカク許リハ行
 カザラン、ソコデ凡ニ爾南度ヨリ見テ異
 常ノ決意ヲ以テ内奏セル所 聖上ニ
 ハ御軫念被遊禮々御下問アリシガ遂ニ
 御裁可トナレル次第ナリ、御決意ノ
 程ニ御察シ甲上ゲ恐懼措ク能ハサル
 所ナリ

二四(二上)

海軍

(一) 樞密院ニ御諮詢ニナレルハ何レノ書類カ
 日本文ハ本文ナルマ、發表スルマ
 (外) 御諮詢ハ條約本文ノミナリ交換公文書
 ハ参考ノ為配布セリ、尚第三ハ伴國ニ對シ
 秘密ナリ
 英文ヲ基礎トシ署名スル筈ナリ但シ本文
 ハ日独伊語トナル
 (二) 第三條ノ後段ノ「or」ハ英文トシテ間違ワテ
 様ニ思フ ^{with} ^{not} トスベキナリ
 第五條ノ「状態」ハ独蘇不可侵條約アル間ハ
 蘇ガ日米ト戦争シテ之独ハ援助セザルコト
 トナルニアラズヤ

B-0059

英政全集十三行軍紙 (本田納)

(外) 元々「*Setback*」トナシアリシガ「*Setback*」
ガ修正セリ、現在「ポーランド」ニ於ケル独蘇
関係ノ如キヲ指ス、援助ニ関シテハ相互
的ト了解齋ナリ

(三) 御諮詢者ニ関シテハ甚曖昧ノ伺所アリ
顧問官ノミノ態度ニテ決定シ度シ

(五) (大島)
大東亜ノ地域ニ関シ将来独ニゴマカサレヌ様
用心スベシ
日蘇ノ國交調整ニ三年トハ續カザルマン

海軍

(六)
過去三年間日支事変片附カズ國力ノ消耗
大ナル、時太平洋ノ一國ト予テ交フルニ
至ルガ如キ條約ノ要アリシマ忍々逐次了解
セルガドウモ此ノ條約ハ片務的ニ思ハレル、日本
ノ犠牲多キ様思ハレル

(外) 独米戦争ト日米戦争トノ生起公算ハ五分
五分ナリ先ニモ甲シタ通り放ツテ置ケバ
独側ヨリ日米戦争ヲ誘引スル恐アリ
決シテ日本ニ不利ニアラズ

(七) (竹越)

最悪ノ状況ニツアリ、米國ガ歐洲戰ニ参加ス
ルト日本ニ直接挑戰スルトナリ、時ト場所
ハ日本ガ自主的ニ選ブマ

(外)「攻撃セラレタルヲ充分研究シテ三國間ニ
協議、更ニ参加方法、時機ハ日本ノ自主的
考究ノ下ニ独伴ニ協議ス

一八(鈴木)
本條約ノ有無ニ拘ラズ日米衝突ヲ避ケ難イ
故ニ此ノ條約アル方ガ日本ニ有利ナリ
米國海軍士官ハ殊ニ好戰的ナリト聞ク
但シ又今、所米國海軍ノ力ハ日本ニ挑戰ハ

海軍

出来ヌ日本ノ海軍力又然リト思フ、即チ
米ノ一。ト曰日本ノ六トデハ兩者積極ニ出ラレタ
唯此ノ数年後ニナルト米海軍ハ二倍以上ニナル
米海軍ノ某提督ハ日本ヲ屈スルニハ米海
軍ハ二倍デハ足りナイ今日ハ米國ハ之ヲ目
論ミツツアルト思ハレル。日本海軍ニ其ノ準備
ヲ必要トス、之ヲ急ルハ結局米國ヲシテ挑戰サ
セルコトトナル

(海)現在ニテハ即戰即決ナラバ自信アリ、將來計
畫ニ関シテハ米海軍ノ「スタルク」案ニ考慮シ
準備中ナリ之ニ對シテハ首相初メ關係閣僚
ノ了解ヲ得テ着々進行セントシツアアリ

一九(石井)

委任統老領ニ関シ更メテ質問ス、外相ハ独乙
ハ「ベルサイユ」條約ハ無効ナリト考フト云ハレ
タガ之ハ帝國トシテハ批准御裁可ヲ得タ
ノデ南洋群島ハ日本ノ確手タル領土ナリ
條約案ニハ同意スルモ参考書類中ノ此ノ
交換公文書ニハ同意出来ズ

(外)南洋委任統老領ハ領土權ノ獲得ナリヤ否
マニハ議論アル所ニテ國際法ノ權威立傳
士ハ領土ノ割譲ニアラズト論定シアリ

海軍

余ハ之ヲ政策的ニ考慮シ独乙側ハ「何等
カノ代償ハニ包ノ効罪ナリ」ト云ツテ
次第モアリ將來ノ禍根ヲ残サザラン為
「引續キ日本ノ屬地タルヲ承認」セシメタ
ルモナリ

二〇(三土)

經濟壓迫ノ為ノ經濟急進、貿易ノ逼怙、民衆
ノ節約、國民生活ノ新体制ヲ要ス
高日本人ハ同盟トナルト永久ノ親類ノ積ニ
ナリ一方之ガ敵國ヲ一諸ニナツテ敵視ス
排英米ニ充分ノ留意ヲ要ス
(全)經濟壓迫ハ覚悟セザルヘカラス、之等ニ関

B-0059

シテハ目下検討ナリ充分善処方
努力カスベシ

英領全港十三行野紙 (全中納)

(副議長)

質問意見終了ト認ム

報告ヲ整理スル必要アリ、御都合ヲ

伺ヒタル後本會議ノ時刻ヲ御知ラセス

(終)

備考

本會議ハ午後九時半ヨリ十時十分迄審査

委員長ノ報告

石井顧問官同意可然陳述アリタリ

海軍